

議 事 日 程 （第 2 号）

令和6年12月4日（水曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 ※一般質問

※専決処分

日程第 2 議第76号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

※一般議案

日程第 3 議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）

日程第 4 議第78号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議第79号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

※条例案件

日程第 6 議第80号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第 9 議第81号 高瀬まちづくりセンター移転改修工事（旧高瀬小学校）に係る請負契約の一部変更について

日程第10 議第82号 字の区域及び名称の変更について

日程第11 議第85号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更について

日程第12 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	遊 佐 亮 太 君	2 番	伊 原 ひ と み 君
3 番	駒 井 江 美 子 君	4 番	今 野 博 義 君
5 番	洪 谷 敏 君	6 番	本 間 知 広 君
7 番	那 須 正 幸 君	8 番	佐 藤 俊 太 郎 君
9 番	菅 原 和 幸 君	1 0 番	土 門 治 明 君
1 1 番	斎 藤 弥 志 夫 君	1 2 番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	伊 藤 治 樹 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	選 挙 管 理 委 員 会 員	後 藤 嗣 朗 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土 門 良 則 議事係長 船 越 早 苗 主 査 遠 田 久 幸

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。
（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、選挙管理委員会、小林栄一委員長が所用のため欠席、後藤嗣朗選挙管理委員が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） おはようございます。今年も残すところあと僅かになりました。本年は、1月元旦の能登半島地震での自然災害被害、当町におきましては、7月25日、大雨による甚大な被害を受けました。町長を先頭に被害対応に当たられた、また現在も当たられている執行部の皆様に敬意を表するものであります。

それでは、通告に従いまして質問を実施いたします。1、町有地における樹木管理状況調査及びその把握実態についての質問であります。質問要旨として、①、報道によれば、国土交通省は11月8日、公園で起きた倒木事故を把握する初の全国調査を始めたと明らかにした。東京都日野市で9月、落下したイチョウの枝の下敷きになって男性が死亡する事故が起きており、安全対策の検討に役立てる。都市公園を管理する自治体に12月上旬までの報告を求めた。調査内容は、倒木や枝の落下により人や周辺家屋などに被害が出た事故の有無や原因、樹木の種類など、樹木に異常がないかどうかの具体的な点検手法や頻度も報告するよう求めたとなっていました。これを受け、当町での調査実態と進捗状況をお伺いいたします。

②、都市公園以外の町有地で同等の調査が実施されたかお伺いいたします。

③、町内で発生した令和5年からの倒木等の発生処理状況と、その処理経費をお伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） おはようございます。一般質問2日目になりました。本日まず最初のご質問、佐藤俊太郎議員のご質問に答弁させていただきたいと思っております。

町有地における樹木管理に関しましてのご質問ですが、倒木事故につきましては、最近では、議員がおっしゃってありました日野市での事故や京都産寧坂や佐賀県唐津市の虹の松原内での事故など、官地、民地に限らず全国で発生しております。議員のご質問にありました国土交通省の調査でございますが、11月7日付で通知がございまして、都市公園に関しましての調査でございましたので、都市公園以外の町有地におきまして同等の調査は実施していない状況でございます。地域生活課で所管しております本町の都市公園につきましては、都市公園条例に定められており、遊ぼっと、吹浦児童公園、白木児童公園、ふれあい広場、遊佐中央公園の5か所でございます。事故調査につきましては、令和3年4月1日以降に発生しました樹木の倒木や落ちた枝などの事故、人身事故、または物的損傷を伴うものに限るものが対象でございまして、本町では発生しておりません。また、樹木点検の実施状況ですが、遊ぼっとにおきましては、月に1回程度、管理人の方による日常点検を実施させていただいております。そのほかの都市公園においては、管理いただいている方々から異常があった際には迅速に報告をいただいている状況でございます。

都市公園以外の町有地の対応でございますが、所管は地域生活課でございます。7か所の河川公園については、特に点検は実施はしておりませんが、倒木や支障枝が発生した際には町で撤去、伐採など迅速に

対応させていただいております。

また、企画課所管の各まちづくりセンター敷地内の樹木につきましては、基本的に各まちづくり協議会の職員の方が日常的な点検、管理作業を行っていただいております。樹木などで危険箇所が見つかったり、高所作業車が必要になる場合には、伐採、運搬処分など作業が実に専門的、大がかりになる場合などは、まちづくり協議会の職員の方々からも町に報告、要請をいただいております、企画課の施設管理用の予算で専門の業者に作業を委託するなどして対応させていただいております。

さらに、健康福祉課で所管している施設は、遊佐児童遊園地、比子児童遊園地、蕨岡児童遊園地の3か所がございまして、児童遊園地内の樹木の点検、管理については、地元の集落の皆様方や団体などに委託させていただいております。町内の樹木の点検につきましては、管理人の方が定期的の実施しており、点検結果についても毎月書面で報告を受けております。また、樹木の状況に応じて剪定や伐採などを行い、利用者や周辺環境にご迷惑がかからないよう対応させていただいております。

産業課で所管している農村公園につきましては、野沢、藤井、菅野南山、服部興野、女鹿の5か所でございますが、それぞれ地元集落から管理をいただいております。草刈りなどの維持管理はその集落で行っていただいておりますが、もし異常があった場合にはすぐ報告をいただいている状況であり、遊具の修繕や更新、樹木の管理に関しましても、大きな経費のかさむものにつきましては所管で対応させていただいております。

学校施設におきます倒木事故に関する調査につきましては、今は特にいただいておりますませんが、近年では令和4年8月に、校庭で草刈りをしていた鹿児島県の小学校の校長先生が折れた木の枝の下敷きになって残念ながら死亡するという、本当に痛ましい事故がございました。この件に関連しまして、同年9月議会の一般質問におきましては、佐藤議員から本町の各学校などの樹木及び草や木の管理状況についての質問がございました。その当時回答をさせていただいたところでございます。そのときと同様の回答にはなりますが、本町の小中学校では、通常は校地管理の一環で用務員の方が樹木の枝払いなどの管理を行わせていただいておりますが、対応が難しいような場合には、業務委託し、またさらに検討し対応している状況でございます。今年度におきましては、遊佐小学校の桜の木で電線と接触しそうな箇所や歩道に枝が落ちそうな部分の処理作業を業務委託させていただいております。令和5年以降の倒木の発生状況についてのご質問でございますが、ただいま申し上げました各所管の施設においての倒木はございませんでした。

以上でございます。なお、細かい部分につきましては、所管の課長をして答弁いたさせます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） るるご説明、大変ありがとうございました。

ただいま町長ご答弁にございましたとおり、私は令和4年9月9日、第560回定例会におきまして、同等の質問を実施させていただいております。そのとき前時田町長よりご答弁をいただいた内容を少し申し述べさせていただきます。「町が所有する財産については、不動産などの公有財産、物品、債権、基金に分かれており、公有財産についてはさらに行政財産、普通財産に区分されております。ご質問の公園や学校、まちづくりセンターは、公用または公共用に供し、または供することとされた行政財産であり、各所管課で管理をしております」というご答弁をいただいております。行政財産であるということは時田町長にご

答弁いただいておりますが、ここで再度、樹木に関してもこの行政財産として管理に資するという事でよろしいかご質問いたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 樹木に関しても行政財産、公有財産といえますか、それに当たるものと認識しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 分かりました。財産としての認識というご答弁をいただきました。都市公園での調査であることから、都市公園以外の調査は実施されていないというご答弁でございました。これは了解しました。さらに、都市公園である遊ぽつとでは、月 1 回程度、管理人による日常点検を実施とのご答弁でございますが、この日常点検というものは、目視確認という意味合いでよろしいでしょうか。日常点検の様式等々ありますか、ご質問いたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答え申し上げます。

日常点検というのは目視点検か、それから何か点検をするに当たっては、様式等調査項目が書いてあるようなものはあるのかというご質問のようにお受けいたしましたけれども、議員おっしゃるとおり、日常点検につきましては目視の点検ということでございまして、特に様式があつて調査項目が定まっているというようなことではございません。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 分かりました。

さらに、町長ご答弁で、他の都市公園においては異常があつた際に報告をいただいていると。産業課所管の農村公園についても、地元集落から管理をしていただき、異常があつた場合に報告を受けている。また、道具の修繕や更新も所管で対応とのご答弁でした。ここに「遊具」という文言が出てまいりましたが、これについて少し述べさせていただきます。遊具に関しては、都市公園法改正により平成30年4月から年1回の遊具の定期点検が法令化されたとのことです。そのため、管理者には、公園施設の安全確保のために専門技士主査等による定期点検により適切な維持管理の判断を行う必要性が増しています。都市公園法に定められた定期点検業務は、点検資格を持つ専門技術者（公園施設安全管理士、または公園施設製品整備技士）、または点検技術者（公園施設点検管理士、公園施設点検技士）が実施しなければならないとされています。点検結果や修繕内容を記録、保存する義務があるとのことでございます。遊具の点検が義務化された背景には、遊んでいる子供たちのけがや死亡など痛ましい事故が続いたことにあるという記載がございました。もちろん当町におきまして、この法令にのっとりた点検業務が実施されているという認識でおります。しかし、遊具に関しては、先ほど申しましたとおり、平成30年4月以前は法令化になっていませんので、多分点検記録や修繕内容等の記録があるのかどうか分かりませんが、30年4月から実施をされている、それに従って当町でもやっているという認識でございます。

次に、学校での答弁に移りますが、本町の小中学校では通常は、校地管理の一環で用務員の方が樹木の

枝払い等の管理を行っている、点検を実施をしているというご答弁でした。これはそのとおりだと思います。資料としてお願いをしております写真を提示お願いできますでしょうか。今画面で表示をさせていたしたのは、遊佐小学校に植えてあるイチョウでございます。なぜこのイチョウの写真を私が参考資料として撮ったかと申しますと、今回国土交通省の調査実施の発端となった事故がイチョウの枝が落下したということでございます。その事故内容について少し報道から取ったものを読ませていただきます。

東京日野イチョウの枝落下死亡事故、最も太い枝は約200キロ。東京日野市でイチョウの木の枝が落下し、近くに住む36歳の男性が下敷きになって死亡しました。警視庁は、現場検証を行うなどして当時の状況を調べていますが、その後の捜査で落下した枝は合わせて10本で、最も太い枝は重さがおよそ200キロあったことが捜査機関への取材で分かりました。枝にはギンナンがびっしりとついていて、10本の総重量は1トンほどになると見られています。さらに、折れた箇所には腐食した様子はなかったということでもあります。これは、前回私が質問した際にも、遊佐小学校の校内にはイチョウ以外に樹木が非常に多く植栽されていますという質問を実施しています。その際に、どの木がどういう状況で植栽されているのかということをお尋ねしましたが、全ての場所についてそういう管理はしていないというようなご答弁でした。今現在でも多分、どこの場所にどのような樹木が植栽されているか、把握は多分なされていないのかと思います。もし把握されているのであればご教授を願いたいと思います。

さらに、この事件について、全て報道ベースですが、事故があった時期、イチョウの木に関しては注意が必要だと。先ほども言いました、今の時期になるとギンナンの重みで枝がたわむほどになります。この木もギンナンがなっております。樹木医の方によると、数十キロ、数百キロのギンナンが実る枝もある。生育のバランスや劣化の度合い次第で大きな枝が折れる引き金になることもあるということで、やはり管理が必要で、適宜剪定等をしたほうがよろしいということが記載されておりました。さらに、遊佐小学校で桜の木が電線等に接触しそうだということで、少し切除と申しましょうか、切ったというご答弁でしたが、この木も私実際に見ております。そこには、桜の木の切った跡に空洞が開いていました。空洞から腐敗が始まって倒木になるというようなおそれもあるということも言われております。また、その木の幹にはキノコも生えておりました。キノコはサルノコシカケとでも申しましょうか、そういった類いのキノコでした。こういう状況ですと、やはりまずいというような状況ではないかと思います。これについて所管の教育課、いかがお考えでございますか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今学校の樹木管理についてというようなご質問でございました。学校施設につきましては、施設の管理者として校長先生がおりまして、校務をつかさどっております。その中で施設管理を行っております。具体的には、先ほど申し上げましたが、町長が申し上げましたが、用務員さん等が常に学校施設点検して、校地、それから樹木、草木等についても管理しながら、日々必要な措置を行っているというような状況でございます。こちらのほうで例えば学校にどのような木が何本あってという、そういった形での台帳的にこちらのほうで押さえているわけではありませんけれども、学校のほうで用務員さんの手に負えないような業者による工事、委託して作業を行うとか、そういった必要がありましたら、こちらのほうに、教育委員会のほうに学校のほうから要請がありまして、工事等の対応をしているというようなことでございます。

逆に一般住民等からこちらのほうに要請があれば、こちらのほうから逆に学校のほうへ話をして対応するというのも当然あるかと思います。そういった形で安全には十分気を配ってやっているというふうに認識しておりますし、2年前の鹿児島県での小学校の事故の後、すぐに文部科学省からは各教育委員会に通知が来ておりまして、特に危険な樹木、そういった部分については重点的に点検しながら、必要な対策を講ずるようというふうなことで来ておりますので、安全には十分配慮しながら日々やっているというふうに理解しておるところです。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 今写真を見てもお分かりかもしれません。一番下のほう、何本か枝が伐採をされておりました。しかし、その後伸びたのかと思いますけれども、結構左上のほう、広く広がった状態です。やはり子供たちの安全、安心のためには、このような状況で大丈夫なのかという専門的知識を有する方、例えば樹木医の方等々の意見を聞く等したほうがよろしいのかと思いますけれども、これについてはいかがお考えですか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） 答えいたします。

その件につきましても、文科省からの通知にもあったのですが、やはりこちらのほうで危ない木かどうか判別がつかない場合には、そういった専門家の意見を仰ぎながら点検することというふうなことで通達が来ております。危ないようなものでありましたら、適宜そういった診断等を受けながら対応していきたいというふうに思っております。ちょっとその辺、もし議員のほうから、これは危ないよという、そういう知見を持ってそういう話がありましたら、そういった部分はぜひ対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 私は、全くそういう知識はございません。ただ、見てみて、このイチョウのある部分は空洞化しているというふうな、私の目で見るとああ、これ穴開いているなという状況が見受けられました。そういう状況ですので、これを素人が判断するのではなくて、先ほどご答弁にありましており、このまま放置して子供たちのために大丈夫なのかという判断を、やはり専門的知識を有した方に1度点検を依頼をしてはいかがかと思っておりますので、この件についてはよろしくお願いをしたいと思います。

さらに、遊ぼっと、都市公園であります遊ぼっと、昨日の副町長の行政報告にありましておりに非常にまずい状況。つまりは、松くい虫にやられたと申しましょうか、赤く枯れたような感じ、素人ですので、見た目ではか言えませんけれども、非常に多くあります。これは、産業課で把握はされていると思います。これは、このまま放置すればもちろん枝折れ、倒木に直結するわけですから、また羽化前に、副町長のご報告のとおり全量伐採という方向にいかばいいと思っています。しかし、できるだけ早い段階で対応をされることを望んでおります。私もボランティアで樹幹注入、去年冬場、雨の中やりました。残念ながらそんなに効果がなかったような気がしております。現状把握はなされておるとおいますので、遊ぼっとの松

枯れの被害木、これの対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

また、前回質問しましたときに、保安林であり、広大な敷地であるということから、なかなか樹木の管理、一本一本まで目が届かないというようなご答弁だったやに記憶しておりますが、やはり憩いの場である遊ぼっと、グラウンドゴルフで来られる方もおります。公園で手なが足ながで遊ばれるお子様もいらっしやいます。こういう方々の安全と安心を確保するのが町の務めだと思いますので、その点よろしく対応をお願いをしたいと思います。

続きまして、資料の9、菅里保育園の写真を提示をお願いをしたいと思います。この場所は、旧菅里保育園の敷地内に植栽と申しましょうか、枯れているので、何の木なのかは私分かりませんが、この状況でブランコの近くに折れた枝が転がっておりました。これにつきましては、私が支障のないフェンス際のように移動しております。これについて、これは総務課管理の場所だと思いますけれども、多分把握はなさっていないのではないかと思います。把握されていらっしやいますでしょうか、総務課長にご質問いたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 旧菅里保育園の遊具の脇の樹木についてなのですけれども、以前議員から指摘していただいて、こちらのほうで切らせていただいたということでございまして、把握はしております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） そうです。私がやはりこういった質問、こういった関係に非常に興味があることから、これは危ないということで、いち早く総務課のほうにお知らせして速やかに対応していただきました。でも、私が言わなければ多分これはそのままだったのではないかなと思います。なぜかという、これは点検するすべがないからだと思っています。もしこういう施設で日常点検、例えばの話ですけれども、月1回目視点検をなささいというようなことが定められていけば、これはそのとおり発見されたと思います。しかし、そういう定めがないことから、ここは私が見つかるまでは放置状態、これはしょうがないです、定めがないのですから。しかし、定めがないからいいというわけには多分いかないのだと思います。ですから、こういう危険木が発生はするのだと思います。発生を速やかに発見し、被害が発生する以前に対応できるような措置を講ずるべきだと思います。

当町ではございませんが、公共用地における樹木等の管理ガイド、これは関東のとある市のものですが、るこういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさい、こういうふうにしましょう的な記載があります。こういうことがあり、また前回質問した際に、平成29年9月付の都市公園の樹木の点検・診断に関する指針が国土交通省から出ているという、今でも私持っているのですけれども、それによってやはり当町でもこういう状況が発生したわけですから、ぜひ点検すべき、対策を講じるべきと思います。検討する価値あると思いますけれども、町長、いかがですか、このまま放置で、何かあったときに誰かが見つけたやつを連絡してもらって、ああ、分かりましたというのではなくて、やはり積極的に管理、積極的管理を私は願いますけれども、今現在は残念ながらそれはできていない状況です。今後もこのとおりにいくのか、やはり私は一考していただきたいと思うのですが、いかがでございしますか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） ただいま子供たちの安全、または町民の皆様の安全のためのご指摘、るるいただきました。佐藤議員おっしゃるように、やはりこういうふうな危ないよといったところは、迅速に町としては対応していきたいと常々思っております。先ほどご質問や、または発言の中に、佐藤議員が見つけてくださって、それを執行部のほうにすぐ伝えて、執行部のほうもそれに対応したといった事例がございました。これからの遊佐町は、そういう対応の仕方をする町であるのが私は一番遊佐町にとってはベストかなと、お話を聞きながら考えておりました。もしお気づきの点があったときはすぐ教えていただき、執行部のほうもすぐに対応する、こういうやり方でやっていけばいいのかなと、お話を聞きながら伺っておりました。また、検討しながら、とにかく安全第一で、いい町にしていきたい、住みよい町にしていきたいと思っております。今日のご指摘は、課題としてしっかりと受け止めて、またいろんな不具合があったり、危ない箇所があったときには、執行部のほうに、町のほうに来ていただいて、それに対応させていただきたいと思っております。これからもよろしく願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 今ご検討をしていただけるようなご答弁でした。ぜひ定期的な点検、樹木台帳を作るのだと。この樹木台帳は、樹木の種名や樹高、幹の周囲長、枝張り等々、これをやはり管理をするということのようでございます。さらには、樹木点検表、何月何日に点検しました、異常ありませんでした、そういう表がちゃんとあるようでございます。そういうものを一応作れば、多分悪いことではないと思います。ぜひお願いをしたいと思います。

さらに、都市公園である遊佐中央公園、先日私ぐるっと一回りさせていただきました。この中に桜の木が12本、あと紅葉が2本、紅葉は入り口のところの左右に植栽されており、樹高は約3メートルぐらいありますでしょうか、今は落葉していますけれども、葉が茂った際には、防犯カメラが向いている方向に樹木がある関係で、これはきっと防犯カメラ、大変なのだろうなという認識でございました。数分でしたよ、私それ分かるまで。委託も結構でしょうけれども、それこそ昨日1番議員がおっしゃっていました。そういう担当部署を設けて協力隊に樹木管理をお願いをするというのも一つの方法かと思っております。また、その12本の桜は銘板が打ってあって合併60周年、豊島区という銘板でした。残念ながら枯れそうでしたよ。これも適切な管理の下で、植えたのですから、やはり伸ばす、健全に育てほしいという思いを抱きながら見てきました。さらには、メタセコイアという木が1本ございました。これ樹高今3メートルほどでしょうか、これは前回も申し上げましたとおり高木になるのだそうです。学習センターの南側に6本ぐらいずつ生えています。これはもう手が届くような状況ではありません。先ほど高所作業車で対応しなければ多分駄目だと思います。私のうちにもメタセコイア、父親が植えたメタセコイア1本あります。しかし、これは私が毎年剪定をしているので、はしごで十分です。もちろん自分でできる範囲でしかやれませんけれども、そういう管理もあろうかなと思っております。ですから、植えた木がどれくらいの高さまで伸ばすのかというようなやはり管理が必要なのだと私は思っています。それが、伸ばしっ放しで、ちょっと見たら危ないな、では切ろうかというようなことではなくて、ありました、1年で見えるもの、2年で見えるもの、3年で見えるもの、そういうふうな木々によって違うのだと思います。政養祭で銅像の前で式典をやる際、そのところに植栽されている木々はきれいに整えられております。毎年お金をかけて手入れをしていると認識しております。お金をかけてやればやっぱりきれいになるのです。植えた以上それを町で

やらなければどなたがやるのですかということになるかと思えます。

前回もお話しさせていただきましたけれども、学習センターのホールとでもいいでしょうか、真ん中のところにある松、残念ながら私はこれは手入れがなされていないと前回も言いました。その前回お話しした後に、きれいに整えられました。私が知っている限り松は大体1年1回手入れをするというのが基本ではないかなと、素人ですから、そうそういうところもやはり知識を有した方のアドバイスを受けて、書類に取って管理をするのがやはりよろしいと思ってございます。教育長、前回私お尋ねしたことをご記憶だと思います。やはり植えたからには人間が最後まで手をかけてやらなければ、自然の木はどんどん、どんどん伸びる、これは自然の摂理だと思いますので、それをいかに管理をするかは植えたこちらの責任だと思っております。ですから、今後、先ほど申し上げました樹木台帳、点検表等々を作成をされて、やはり倒木、これは枯木が、これはしょうがないですね、生き物ですから、枯れるのは少なからずあるかと思えます。しかし、それがいかに早く発見できるかが町の皆さんのための施策ではないかと思ってございます。この台帳、樹木点検等々、本当に町の皆さんのために実行していただきたいと思っております。町長、再度この件につきまして、前回は残念ながらなかなかそういう方向にはいきませんでした。前回私、やはり台帳管理をなさったほうがよろしいのではないのでしょうかというご提案をしたのですが、それがなされていないから、今現在があるわけです。先ほど資料としてお見せした、誰もというか、町の管理から少し遠のいている旧菅里保育園の状況等々に結びついていかなと思ってございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。トップダウンでこれは多分できるのではないかなと思ってございます。いかがでございませうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 検討させていただきます。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） ぜひ検討して、町の皆様の安全、安心に寄与していただきたいと思って、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 様々なお提言ありがとうございました。

別件になりますが、佐藤議員におかれましては、以前子供たちのために、こども意見箱は町で設置しないのですかという提案ございました。そちらについては、今町で前向きに、そして現実どういう意見箱がいいのかということで取り組ませていただいて、今まさに子供たちの意見を集めて、これからの町政に反映させようとしております。まずは、町としてはどれを優先して、たくさんの課題がございますので、必死に取り組んでいくところたくさんございます。まずは、こども意見箱のほうを佐藤議員、後でまた見ていただければと思います。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） これにて8 番、佐藤俊太郎議員の一般質問は終わります。

3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 私からも通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2つのことをお聞きします。まずは、洋上風力事業のことをお聞きします。今月中に事業者が決まり、公表される予定となっております。そして、2030年6月あたりの稼働開始を目指して具体的に事業

が動いていくことになるかと思います。大まかで結構ですので、今後のスケジュールと住民の意見は其中でどのように反映されていくのかをお聞きます。

次の質問ですが、まずは訂正をさせてください。通告書には「団体」と記載しましたが、私が「団体」と認識していたものは「事業名」だにご指摘をいただきました。なぜ誤解したかといいますと、この事業名のホームページがあり、運営、協賛、企画・運営協力、後援といろいろな記載があったため、団体だと認識しておりました。ここに訂正して、ホームページ上で運営をしている事務局は企画・運営協力をしている一般社団法人とのことでしたので、この一般社団法人と、その事業について今回はお聞きます。

昨日の議会では特定の企業名が何度も出てきましたが、私は、特定の企業名は出してはいけないと複数の方から念を押されましたので、一般社団法人としてお聞きます。この一般社団法人と今年度に入り、6月15日には教育課とともに主催という立場、11月18日の遊佐中学校、12月6日の企画課とは共催という立場で合計3回イベントを開催しています。そのほか町内では協力隊や遊佐高魅力化プロジェクトに関わる事業者とイベントを開催した記録もあるようです。そこで、町とこの一般社団法人との関わり、共催をしている経緯、今後の展開についてお聞きます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、3番、駒井江美子議員の質問に答弁させていただきます。

1問目のご質問でございましたが、遊佐町沖洋上風力発電につきまして、国の公募占用指針に掲載されているスケジュールでは、先ほど議員おっしゃったとおり今月中に選定事業者が公表される予定となっております。公募占用指針の審査におきましては、令和12年（2030年）6月30日までに運転開始をした場合、評価点が高くなっておりますので、運転開始時期の一つの目安になってくると思われます。しかし、運転開始時期だけが評価の対象ではございませんので、選定事業者が公表されていない現時点におきましては、具体的にどういったスケジュールの下で計画が進められるか分からないため、具体的な調査や工事、運転開始の時期にこの場でお答えすることはできませんことをご理解願います。ただ、選定事業者が決まり次第、建設に向けた準備や環境影響や漁業影響といった各種の調査、関係機関との調整が始まるものと思われます。町といたしましても、できるだけ早く町民の皆様に今後の具体的な予定や事業の内容などをお示ししたいと考えておりますので、選定事業者との協議の上、広報や説明会の開催など周知に努めてまいります。また、意見交換会の場なども設定し、地域や漁業に関する協調策、振興策を熟考し、実施も含め、住民の皆様のご意見をできるだけ反映した上で、事業がスムーズに安全に進んでいくよう、県、事業者と一緒に取り組んでいく所存でございます。

2問目の質問がございました特定の団体との関わりについてお答えさせていただきます。本町では、この一般社団法人が主催する事業につきまして、昨年度の令和5年4月24日付で後援の許可申請書をいただきましたので、そこで遊佐町共催、後援に関する事務取扱要綱に基づき、精査させていただいた結果、主な事業内容などについては、許可基準に該当しておりました事業の関係課である当町の企画課、教育課におきましても、特に問題がなかったため、令和5年4月26日付で、この一般社団法人に主催する事業での名義使用について許可するという回答文書を送らせていただきました。なお、今年度についてはまだ申請はいただいておりますが、もし申請があった場合には改めて許可基準と照らし合わせ、関係課とも相談

しながら回答したいと考えております。また、今年度この一般社団法人と一緒にイベントを開催していることにつきましては、昨年度からの状況も踏まえて、問題がないと判断して引き続き行っているものと理解をしております。

初めに、企画課に関するイベントといたしましては、12月6日に企画課主催事業として、ゆぎ湧水学習会2024を開催する予定でございます。この一般社団法人は、昨年度から町内で様々な講座やワークショップを開催しており、企画課事業でも一緒に実施できる事業がないかと年度当初に相談、提案がありました。昨年度企画係では、水の循環に関する学習会を臂曲地区の岩石採取裁判をベースに、湧水と鳥海山の石をテーマとして実施させていただいております。将来にわたって遊佐町の健全な水循環を維持するためには、湧き水のことや水について多くの皆さんから関心を持ってもらうことが必要でございます。今年度の開催に当たりましては、町内及び庄内管内で実績のある当該団体のノウハウを活用させていただき、企画と一緒に進めることといたしました。

また、教育課に関するイベントについては、後ほど土門教育長より答弁をいたさせます。

以上、壇上からの答弁はこれで終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） 引き続き教育課に関する2つのイベントでございますが、まず6月15日に「縄文にもっと触れよう」というイベントを行っております。遊佐町で縄文時代をテーマにした講座を企画していた際、この一般社団法人から昨年7月にイベント内容について提案されたことがきっかけで実現に至った経緯がございます。遊佐町には縄文時代の遺跡が多数あり、これまでの発掘調査で出土した土器や石器など多くの遺物が旧西遊佐小学校の埋蔵文化財調査室に保存されております。それを一般の人からも広く見ていただきたいという町の意向もありましたので、連携して取り組むことにしたものでございます。昨年11月11日に1回目の講座を行い、埋蔵文化財調査室の見学を主にした講座を行い、今年6月15日の講座は外部から講師を招聘し、土器づくりなどのワークショップも行い、縄文文化への理解をより深めたところでございます。

もう一つは、11月18日に遊佐中学校において「異彩を、放て。誰も取り残さない社会、文化、仕事のみらい」というタイトルで遊佐中学校が主催し、この一般社団法人が企画を行い、講演会が行われました。この講演会は「複眼思考でつくり出そう、誰一人取り残さない、持続可能な遊佐中」をテーマに掲げる遊佐中学校の授業の一環として開催し、一般の方々も参加できる形で行わせていただきました。経緯としましては、昨年12月にこの一般社団法人が稲川まちづくりセンターを会場に開催した教育公開会議に遊佐中学校の校長先生も参加され、「多様な繋がりでつくる、教育現場のウェルビーイング」といった内容や、この一般社団法人の取組について賛同できるものがあつたと伺っております。そして、中学生のキャリア教育や障がいのある人と一緒に生きること、働くことなどへの理解を深めていきたいという学校側の要望に応える形で、この一般社団法人からご協力いただき、講演会の開催に至りました。

以上のように、これまでのイベント開催についてはそれぞれの成果を上げております。また、今後の関わりについては、改めて関係課とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 町長、そして教育長、詳細なご答弁ありがとうございました。

まずは、洋上風力についてですが、まだ予定についてははっきりしていなくて、事業者決定後にいろいろと具体的に動き出すとのこと、また住民の意見が反映されるようにいろいろな機会を設けるため動いてくださるということを理解いたしました。産業課長にお聞きします。先進地での動きを確認してみましたところ、大まかに分けて、環境影響評価などの法令手続、漁業影響調査や海底地盤調査、風況地形調査などの調査と詳細な設計、そして陸上総変電設備基礎設置、風車組立て設置などの実際の工事が入ってくると認識していますが、このような理解で合っていますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

おおむねそのようなスケジュールといいますか、内容のものがこれから進んでいくというふうに認識をしているところであります。

議 長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。環境影響評価、いわゆる環境アセスメントについて少しお聞きします。これは、この制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの人間活動について、その影響を事前に予測、評価して環境配慮する手続となっているそうです。ただ、これは許認可法ではなく手続法であり、手続を踏めばよいという状況であると理解をしています。

ここで議長に許可いただいた資料をお示しをお願いします。ちょっと見えにくいのですが、図のように、配慮書、方法書、準備書、評価書と経て、最後に報告書を提出する流れとなっているようです。配慮書とは、事業の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項について検討するという内容です。次の方法書は、これから行う環境影響評価の方法を伝えるという内容です。方法書までいくと、次に実際に調査、予測、そして評価を行います。遊佐沖の洋上風力事業では、事業の公募前に自主的に最初の配慮書、さらには方法書まで提出した事業者もいます。その中には20社で1つのコンソーシアムとして配慮書まで提出しているところもあると聞いています。このように事前に環境影響評価を提出していた事業者が選ばれた場合には、既にこのステップは終わっているということで、次の手続から開始するという理解になりますでしょうか、教えてください。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられるとおり本町、遊佐町沖の洋上風力発電事業の環境アセスにつきましては、事業者が単体で行っているものもありますし、今議員からおっしゃられたコンソーシアムでやられているところ、おおむね我々の理解としては、お示しいただいている配慮書と方法書のところまでは全て終わっているものというふうには認識をしているところであります。それに加えて、遊佐町沖の事業につきましては、環境省、国のほうで現地調査ですとか、ほか調査も行っているところもありますので、今後事業者が決定いたしましたら、事業者による手続としてこの表にいうところの準備書と評価書の作成、説明、最終的に報告書というふうにして進んでいくというふうに認識をしております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。では、事前に提出されたものはそれは提出されているという認識で、その次から進んでいくということで理解いたしました。このコンソーシアムを構成している事業者の中には途中で入ってきたような事業者もいるかと思うのですが、その事業者はコンソーシアムとして出しているから、何の手続きもせず、その一部だから、途中から入ってきても何の問題もないという理解でよろしいですか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 今コンソーシアムにいつ入ったかというところにつきましては、町側では把握をしておりませんので、基本的にコンソーシアムが行ったものはそのまま引き継がれるというふうに認識をしているところでありますし、先ほど申し上げましたとおり、これまでの環境アセス、いろんな事業の環境アセスと方法と今洋上風力発電事業におけるアセス、若干やり方と異なりますが、洋上風力発電事業のアセスについては国が環境調査なり地盤調査を事前に行っているということもございますので、そういうところも含めれば、今のご質問は、後から入った事業所でもそこまでは終わっているという認識になるかと思います。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。途中から入っていても、コンソーシアムの一員ということで、問題なくその次のステップに進めるというような認識をしました。なぜここを質問したかといいますと、配慮書、方法書、さらには準備書の段階でそれぞれ一般から意見を聞くというステップがあります。ここが事業者が住民に直接意見を届けられる場となっております。そのために、事前に提出している事業者が選ばれた場合、住民が意見を言える場が減ってしまうということになるために確認させていただきました。ただ、先ほどのご答弁にもありましたとおり、また今年の6月でリスクコミュニケーションについてお聞きしたときも、事業者も交えた場を設けるというようなお話もあったかと思いますので、そのような場をぜひ設けていただいて、国が一括して調査などを行っていて、すごく前のめりに進めたい事業である、どうしても建てなければいけないというのであれば、住民が少しでも納得、安心するような形で進めていただければと思っています。

次に、町長にお聞きします。昨日の9番議員への答弁で、遊佐町を輝かせる幸せの4K、そして新たな3つの柱ということで、3番目に誰もが安心して暮らせる町づくりとお話しされていたかと思います。この誰もが安心して暮らせる町づくりは、前回の私が洋上風車について質問したときに、洋上風車の安全性には疑問があるのは承知しているけれども、進めるというような発言とはちょっと矛盾するような気がするのですが、いかがお考えでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 駒井議員のご質問にお答えしたいと思います。

誰でも安心、安全に暮らせる町づくりを進めていくということはモットーにしております。矛盾しているのではないかというご質問でしたが、もしそこで洋上風力発電事業のことを1つ聞かれるのであれば、それは人にとって、安心、安全もそうですし、幸福度とか、幸せ感も違いますし、おっしゃっていることは矛盾なのかもしれませんが、私は誰もが安心、安全に暮らせる町づくりをこれからも、そして進めてい

くということでございます。また、駒井議員が常に活動していらっしゃる、お勉強していらっしゃる内容、これは心配、ここはどうなのというところも教えていただきながら、そこをどうやって町の発展や未来につなげるかというところをこれからもしっかりと議論していきたいと思っています。ご質問いただいたことには誠実に答えたいと思っていますし、やはり行き違いがあるところもあると思いますが、この前の勉強会の話も行き違いがあって、最初は出席できない形でしたが、出席させてもらって、とても私もためになりました。

私からは以上です。

議 長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 町長の中では矛盾はなく、誰もが安心して暮らせる町づくりを、この洋上風車の安全性に問題はあるけれども、進めていくというようなことで理解をさせていただきました。町のトップである方が洋上風車の安全性に問題があると認識していながらも進めるというところに私はどうしても違和感を覚えてしまうのですけれども、その点についてもう少し詳しくお聞きしてもいいですか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 言葉に少し行き違いがあっておわびしたいと思います。風車の安全性に問題があるというところでございますが、言葉だけが先走りしてしまっているかなと思います。例えば、これはちょっと例えになってしまうのですが、車が開発されて、まだ車がなかった時代に、車は、例えば自動車はとても文明や文化や産業に発展し寄与してきましたが、やはり問題があったり、交通事故があったり、そういう時代を経て、私たちは安全で快適な暮らしをしていると思っております。風車に問題があると断言をしたことが、駒井議員にとってはそう耳に入ってしまったて、その議事録を見ればそこがあるのかもしれませんが、風車に問題があるという言い方ではなくて、やはり今 S D G s もそうですが、この水害もそうですが、地球温暖化の原因はどこにあるかといったときに、やはり再生可能エネルギーの重要性を感じながら私も仕事をしております。まずもって、風車に問題があるという言い切り方をしたことは、私のほうではなかったと認識しておりますが、ただそこは、そのときに少し問題があるとか、やはり全部100点ではないというところはあるしますので、議論は深めていきたいと思っています。もし誤解をさせるような発言をしたということでしたら、ここでしっかりと訂正させていただきたいと思っています。教えていただき、ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） では、前回の議会での発言はそのような意図はなかったという理解で、時間もありますので、次へ進めさせていただきたいと思っています。また太田産業課長にお聞きしたいのですけれども、今後事業者が決定後は事業者も構成員となって法定協議会が開かれることになるかと承知しています。そのほかの構成員としては、これまでの記録を見ますと、経済産業省、国土交通省、農林水産省、山形県の担当者、遊佐町長、漁業関係者数名、東北公益大顧問、エネルギー関係と海洋関係の一般社団法人2つとなっているようです。ほかにオブザーバーとして環境省と海洋生物研究所の参加という形になっていたようです。以前の議会でも度々話題に上がっていたとは思いますが、この協議会で住民の代表となっているのが遊佐町長だけということになっています。再エネ海域利用法を見ますと、その他の利害関係者という立場の人がいないような気が私はしています。そこで、お願いなのですが、周辺住民や

農家、観光に関わる人など、また建築構造物に詳しい専門家などもぜひ構成員として加えていただくように働きかけていただけないでしょうか。ある農家の方は、風車が建つことによって風の流れが変わるのではないかと心配されている方もいました。町長は、チーム遊佐で対話を大事にしていきたいとお話されていたと思いますので、この点どうか関係機関の方に働きかけをお願いしたいのですが、課長、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

法定協議会の構成員ということで今議員からありましたとおり、再エネ海域利用法の中で構成員というのが定められているところであります。加えまして、国が定めます山形県遊佐町沖における法定協議会運営規程というのもございまして、そちらの中には一応構成員として経産大臣、国交大臣及び山形県知事が必要と認める者について追加することができるという文言が入っております。ただ、これにつきましては、基本的にはこれから決まる事業者が追加されるというふうに認識をしていたところでありますけれども、なお他の海域のこともございますし、国のほうには働きかけということもございまして、まずはそういう追加ということが認めるところ、どこまで認められるかということ、これは国のほうに確認をしたいと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 確認していただけるとのこと、ありがとうございます。ぜひ確認していただいて、可能、できますよという答えもお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ここはまとめに入りますが、陸上風車とはなりますが、米沢の栗子山の風力発電事業は、環境影響評価の準備書の段階まで進んでいましたが、米沢市長の申入れにより白紙撤回となりました。市町村長の発言、意見はやはり大きい力を持つのだと思います。遊佐町の住民のためにぜひ賢明な判断と行動をお願いしたいと強く思っています。

次に、2問目に移ります。次に、一般社団法人とその事業についてお聞きします。まずは総務課長にお聞きします。後援についての経緯、ありがとうございます。令和5年4月24日に後援申請があったということを理解しました。昨日1番議員も話していたとおり、今の時代はまずネットで調べるということが普通かなと思っています。私も気になれば調べるほうで、この事業名については昨年から見かけるようになったので、調べました。知らない事業者を調べるとき、私はどんな会社名とか、所在地はどことか、連絡先はどうなっているのかということを調べるのですが、この事業名のホームページにはそのような分かりやすい記載はありませんでした。そこで、総務課ではどのような内容を見てこの後援許可基準に該当していたかどうか、分かりましたら教えていただけますか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 昨年度申請いただきまして、こちらのほうでいろいろ精査させていただいたのですが、申請書類に添付されている書類の確認させていただいて、あと先ほど壇上の答弁でも申し上げましたが、ほかの事業の関係課であります企画課、教育課とも相談させていただいて、あと遊佐町共催、後援に関する事務取扱要綱にも、その許可基準にも該当していたということで、まず名義使用

についてこちらのほうで許可するという回答文書を送らせていただいたということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 後援の申請書に添付されていた資料を基に、そこにはいろいろもっと詳しく書いてあったと想像して、それで許可したという理解をいたしました。私も町長が先ほどお話しした 9 月 14 日の講演会では、シンポジウムの後援お願い、こちらに講師の方と伺ったときには、結構厳しいというか、いろいろ突っ込んだことを聞かれたものですから、どのぐらいの審査でこれは通ったのかなと気になったので、質問させていただきました。それで、これは民間企業を継続的に後援するということになるのではないかと思います、そのようなつながりを総務課長はどうお考えでしょうか。また、この一般社団法人はどのような目的を持って遊佐町で事業主催、共催という形で活動しているのか、ご存じでしたら教えてください。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 継続的にといいますか、後援の許可申請については、昨年度の 4 月から 10 月まででしたか、ある一定の期間だけの後援の申請でありまして、継続的というわけではなかったのですが、その期間だけ名義使用について許可するという回答をさせていただきました。どのような目的でという業者の目的、それは業者の申請書類等を見てみると、庄内地区の地域振興といえますか、そういったものについて酒田市のほうでも関わっていらっしゃるということでもございましたし、遊佐町のほうでもそのような地域の活性化、地域の振興のためにこの事業をやるのだというようなことで明記されておりましたし、こちらの考え方と一致したということで、その目的の部分で一致したということで、一緒に事業をやらせていただいているものと理解しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。4 月から 10 月までの後援というのは継続的という部分には入らないということも理解しました。その一般社団法人の目的としては、庄内地区の地域振興ということを目的に事業というか、イベントを開催してくださったということで、とてもありがたい一般社団法人さんなのですねという理解をいたしました。

次に、企画課長にお聞きします。12 月 6 日の水循環を維持するための学習会を共催する経緯については理解しました。こちらは、一般社団法人さんからこの内容でという提案があったから、それをそのまま企画課は受けたという理解になりますか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまご質問ございました遊佐湧水学習会 2024 でございます。今週の金曜日、12 月 6 日、稲川まちづくりセンターにおいて開催をするということで既に周知をさせていただいているものでございます。昨年度も湧水をテーマとした研修会といたしましうか、そういった事業を行っておりまして、今年度はこういったテーマで行おうかといったところで担当レベルで検討していたときにご提案をいただいたものですから、こちらが考える方向性と一致をしているのと、水を切り口とした形、今回は魚ということになります

けれども、そういったものに関心のある方もいらっしゃるということでありますので、できる限り水循環の、健全な水循環について皆さんから関心を持っていただきたい、そういった思いもございましたので、提案をお受けをして、主催事業として設置をさせていただいて、開催に向けて今準備を進めているということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。一般社団法人さんから提案を受けて、その趣旨と合っているのですが、そのような内容ですということに決めたという理解をいたしました。全戸配布になったと思いますけれども、このチラシということで、私の理解としては、遊佐町の水循環というのは採石事業とか、そういうところから始まったのかなって思っていたのですが、そういう経緯を考えると、どうして魚なのだろうとか、水循環とどのように関わりがあるのかなというのがこのチラシの中からは読み取れなかったのです。それと、広く周知したいということでしたけれども、広く周知するのであれば、いろいろ事情はあると思うのですが、冬の夜の時間帯にやってくるのかなとか、広く周知するにはちょっと老眼の目にはきついチラシだなとか、いろいろ思うところがありまして、なぜかという議会だよりを担当してまして、研修を受けますと、伝えたいターゲットに伝わるようなものをやらないとこれはただのアートだと言われましたので、やっぱり伝わらなければ意味がないというか、そういう内容のものをやらないと、やったという事実は残りますけれども、そこの中身というか、結果というところが結びつくものなのかなと、ちょっといろいろ考えて広い、もっと皆さんに関心を持ってもらいたいという意図も分かるのですが、それが本当に水循環というところと合っているのかなというところに私はちょっと疑問が残ったのでした。このイベントの費用負担についてはどのようになっていますでしょうか、企画課長。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

この事業の費用負担についてお尋ねでございました。こちらの事業、当然事業を組む際には周知の部分での経費等かかるわけですが、今のチラシの作成の部分、チラシの印刷費については、町の一般会計のほうで支出をさせていただいておりますけれども、そのほか講師の方への謝礼ですとか、そういったものは一般社団法人から負担をいただいているということになります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。企画の内容も提案してもらって、町が負担する部分も少なくていいというのであれば本当にありがたいお話なのかなと感じるところです。では、この一般社団法人さんと来年度以降もお話があって趣旨が合えば一緒にやっていくという形に企画課はお考えですか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今のお話ありましており、町が考える事業方向性と一致しているもの、共催で行えばより効果が出るというような形で判断できるものについては、一緒にやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。やはり町の方向性と合うというところが一番大きなポイントなのかなと理解はいたしました。

では次に、教育課にお聞きします。縄文文化への理解を深めるイベントを去年と今年2回開催されていたことを理解しました。遊佐町は、小山崎遺跡という重要な遺跡もありますし、ぜひ縄文文化という切り口からも遊佐町が何かしていけるのであればとてもいいのかなとは思っています。こちらのそれぞれのイベントについての費用負担についてもお聞きしたいです。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

教育課で関係したその縄文文化のイベントなのですが、それにつきましては、講師謝礼、それから講師への費用弁償、それから土器づくりのワークショップなどを行っておりまして、それに係る消耗品とか、そういったものは教育委員会文化系の予算で支出しております。それから、チラシの作成ですとか、その配布等、あとホームページを使った募集告知と、そういったものにつきましてはこの一般社団法人のほうを担当したというようなことで行っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。謝礼など主な費用は教育課が持ったという理解をさせていただきました。

次に、11月18日の教育課でチラシがありましたので、この「異彩を、放て。誰も取り残さない社会、文化、仕事の未来」という講演についてお聞きします。こちらは、一般社団法人の企画で開催に至ったと理解をしました。また、子供たちのためにキャリア教育、障がいがある人とともに生きる、理解を深めるのにぴったりの企画だったということも理解いたしました。それで、このチラシなのですが、主催、遊佐中学校、共催、企画でこの事業名が書いてあります。これは、中学校が主催ということなのなのですが、教育課もこのような内容でチラシも配布してやるということは把握されていたのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

これにつきましては、学校のほうからこのチラシ等をいただきまして、学校の主催事業でございますので、校長の判断で開催して、それについて後でこういった事業を行うというふうなことを報告いただいたというか、こちらのほうでも聞いたところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 学校主催の事業ですので、特に教育課は企画の内容とか、そこまでは把握せずに事後報告というか、こういうのをやりますよという報告を受けたという理解をいたしました。大変失礼なことかもしれないのですが、この共催、企画の事業名は役場の方ですとか、教育委員会の方にはなじみのあるものかもしれないのですが、保護者や一般の方についてはよく分からないというか、

何なのだろう、これって、もしかしたら思う可能性はあるのかなと思っています。チラシを作らないのであればそこまで気にすることはないと思うのですけれども、チラシを作って配布するというのであれば、ここに後援、教育委員会などと記載をしたほうが保護者の方や一般の方にも分かりやすいし、安心だったのではないのかなと思っているのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらは、学校の校長のほうで内容検討、確認した上で有益なもの判断して開催したものでありますので、問題はないというふうには考えておりますけれども、そういったお声があるということであれば、今後そういった部分にも配慮していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） ありがとうございます。学校の裁量というところもありますし、どこまで教育委員会が手を出すではないですけれども、そういうところの微妙な線引きもあるかと思うのですけれども、公平性とか、そういうところを考えたときに、本当にこの主催のこれだけでいいのかなというところはちょっと考えが必要だったのではないのかなと私個人としては思っています。この事業名のホームページを確認しますと、先ほどからも出ていますように酒田や鶴岡でもイベントをされているようです。その中でも遊佐町で開催しているものが多いように私には見えました。そして、先ほどの答弁にもありましたように、中学校の校長先生は教育公開会議というところで参加されて、この一般社団法人さんと知り合いになって、このような講演会を開催するに至ったと認識しております。そして、教育公開会議に参加されていたというか、メインで話をされていたのは、今現在遊佐高校魅力化プロジェクトの委託事業者の方も入っているという認識をしています。このホームページだけ見ているので、そう思ってしまうのかもしれないですし、心配し過ぎかもしれないのですけれども、特定の一般社団法人とつながりの深い委託事業者が遊佐町の教育機関に接点があり、中学校にも入っているというのは少し不安があるのですが、教育長はいかがお考えですか。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） 教育委員会としては、中学校長がこのような学校をつくりたいという学校教育目標に向けた施策を様々な角度から講じております。そのたびに一つ一つのことについて相談という形ではなくて、教育委員会では、校長の判断に関しましてはまず1つは委任という形で行っております。ただし、校長は必ず決めたことについては教育委員会に相談するというふうになっております。今議員おっしゃったような特定の団体だとか、あるいは教育に関してどこかゆがめられるというか、一つの方向にどこかにいくというような、そういうふうなことがもしあれば、またはあることが予想されるようなときは、常にそこは教育委員会と学校は連携を取りながらやっていくというスタンスでやっておりますので、ご心配されるのは大変ありがたいのですけれども、そこにつきましても、教育委員会と学校のほうではいろんな行事の中で校長会等で確認をしておりますので、もし何かありましたらまたご相談とかいただければというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） こちらの心配のし過ぎということをおっしゃっていただいて、安心しました。特定の一般社団法人さん、そしてそのつながりのある委託事業者が小学校とか、中学校とか、そういうところにもし入っていったら、この遊佐町には小学校も中学校も 1 つしかありませんし、選択肢がない状況ですので、そのような、言い方は難しいですが、特定のそういう方向にいくような教育があつてはならないと思いますので、その点はぜひご留意いただければと思っております。ただ、遊佐高校魅力化プロジェクトの委託事業者といいますのは、幼小保、中高連携にも関わるといようなことを 10 月に設立された一般社団法人の事業内容では記載してあったと思うのですが、その点についても心配はないという理解でよろしいでしょうか。もう一度教育長、よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） これからその一般社団法人さんとの関係では、このような教育、またこのような町づくりの方向性を持ってというふうなことで、そういう形で何か接点があれば、そのようなことを確認しながら進めていくということになると思いますので、心配があるかないかは心配するほうの立場の受け止め方というふうに認識しておりますので、ぜひそういうことのないように、まさに町の教育目標や学校教育目標を達成するための、その一つの方法、手段として捉えていくということで考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） その言葉をいただきまして大変安心いたしました。遊佐町で立ち上がった一般社団法人さんが幼小保、中高連携にも関わっていく可能性はありますけれども、そのときには公平性ですとか、そういう教育、公教育の中でどこがポイントなのかとか、そういうところは大切に、偏らないようにぜひ連携するならしていただきたいと思っております。

最後に、まとめに入っていきますけれども、人間の心理といたしまして、信頼関係ができた人に仕事をお願いするのはお互いに楽ですし、一度頼むと、ずっとその事業者をお願いしたいという気持ちはよく分かります。ただ、そういう状況だと、町としてどこまでお願いして、どのようなことをやってほしいのかという基準を明確に持つことが大事になってくるのかなと、去年 6 月から今まで入ってきて役場の様子を私なりに拝見して思っていることです。役場の仕事が忙しくて、委託をせざるを得ないというのであれば、どこが忙しいのかとか、そういうところ、そこすら見直すと、点検する時間がないのであれば、本当に仕事量とか、そういうところの配分とか、そういうところから見直していかなければいけないのではないかなと思っています。私以前メーカーに勤めていたことがあるのですが、メーカーというのは改善活動ということで、工場部分だけではなくて、事務部分でも、ここをこうやってすると効率になって無駄が省けるよねみたいなところ、活動して、その提案が採用されると 500 円ぐらいのお小遣い程度なのですが、そういうお小遣いをもらえたりしますので、町でそういう制度をつくれというわけではないのですが、効率化して、さらに忙しくなるのではなくて、早く帰るために効率化して、自分の仕事の後の生活も楽しもうみたいな感じでやればもうちょっと仕事にもメリハリがついてくるし、そういう線引きをすることで仕事の中でもこれはどうなのだろうという線引きもできてくるのではないかなと個人的には思っておりますので、どうぞ、取りあえず町としてここまではお願いするとか、ここまで、こういうことを

やってほしいので、これ以上のことはいいですか、そういう明確な基準をつくって、これから仕事をしたいっていただけたらなと思っております。

これで私の質問は終わります。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の一般質問は終わります。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 7番、那須正幸でございます。私からも一般質問をさせていただきたいと思っております。

毎日の天気の中で1日の天気が目まぐるしく変わるという、冬に向けた山形県庄内特有の季節になってまいりました。これは、冬へ向かう儀式の中での一コマかと思われませんが、寒くなると体調を崩されたりする方が多くなるかと思われします。ぜひ皆様方には体調の管理をしっかりとされまして、長い冬を乗り越えていただきたいなと思っております。季節柄ではございますが、どうしてもこういった心の病も出てくるのではないかなと思われましたので、今回一般質問に入らせていただきたいと思います。松永町長が抱えております町民誰もが安心して暮らせる地域づくりについての質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

遊佐町広報のコラムの中に各種相談の案内が掲載されております。昨日が松永町長も政策の中で言っておられました「めるめる」、遊佐広報にしっかりと載っておりますが、その隣に毎月のように、行政相談と一緒にひきこもり相談のお知らせが毎月のように載っていて、私はとても気になりまして、私のほかにもやはり気にかけている方々が多いのではないのでしょうかと思ったところであります。ひきこもりという言葉を知ると、多くは子供の不登校と取りがちなありますが、近年では40歳以上の中高年のひきこもりが全国的に注目され始めております。全国的なものであれば当町でも該当する方々がおられるのかなと思ひまして、このひきこもりという言葉調べてみたところ、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態と定義されています。内閣府が令和4年度に40歳から64歳を対象にした全国調査では83.9万人と推測されておひまして、ひきこもりは長期化するほど解決が難しくなり、病気や介護、経済的困窮など問題が複合的に絡むだけに、各自治体においても対処、対応に苦慮しているとのことが現状であり、難しい問題とされています。

また、ひきこもりが注目され始めてから20年以上が経過し、当時の青年が中年になり、その親は70歳を超え、80歳の親が50歳の子供を支えるために経済的、精神的負担を強いられる8050問題が社会的問題となっています。本県においては、統計データ等での実態の把握がされていなかったことから、県では平成25年から5年ごとに地域の事情に通じている民生委員、児童委員及び主任児童委員を対象としてアンケート形式の調査を実施しているようであります。令和5年度のアンケートでは、出現率の比較では0.13%とほとんど変化はない状況にあるとのことでした。当町でも今後高齢化が進む中で、医療的な課題や高齢者への支援など複数の分野にまたがるような深刻な問題がさらに増えてくる状況にあり、さらに進んでいく9060問題に対応できる体制づくりが必要と考えます。当町でのひきこもりに対する現状の把握と現在の支援体制並びに今後の対策について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、7番、那須正幸議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の2日間の一般質問の中で唯一福祉についてのご質問で大変ありがたく思っております。私も議員時代、ひきこもりで悩むご家庭の方の相談に乗ったときに、本当にこれはそのご家庭の方しか分からない深い悩みだなど、何も手を貸すこともできず、ただ、ただ話を聞くだけで終わっていたことを今の質問の内容をお聞きしながら思い出しました。答弁させていただきます。

長期にわたるひきこもりなど社会参加に困難を有する若者たちについては、山形県においてもただいま調査を実施させていただいております。地域の実情に通じている民生児童委員の方々を対象に、平成25年から5年ごとにアンケート形式で調査を実施させていただいております。令和5年の調査報告書につきましては、山形県のホームページにおいて公表されておりますが、15歳以上のひきこもり状態にある方は、前回の平成30年調査時は約1,500人でしたが、令和5年の調査では約1,300人でした。人数は若干減少しておりますが、出現率の比較では0.14%から0.13%と、ほとんど変化がございません。ひきこもりの現状は、年代別では30代が最も多く、次いで40代、10代となっております。また、困難を有する期間は3年以上に及ぶ方が約75%、10年以上に及ぶ方は約42%となっており、長期化している方が多い傾向でございます。うちから一歩も出ない、買物にも行かない、もちろん仕事もです。各市町村の調査結果につきましては、個人の特定や風評などにつながるおそれがあるため、県ではただいま公表しておりません。

さて、遊佐町におけるひきこもりの方々への支援体制につきましては、平成29年度より健康福祉課健康支援係を窓口として総合福祉センターを会場に、ひきこもり相談会を実施させていただいております。ひきこもりの原因や背景は多岐にわたり、多種多様な問題を抱えているケースが多く、ご家庭の悩みは自分の育った養育方法、またはその子の学生時代、または小学校、または幼稚園時代と段階を示しております。特に長期、高齢化の事例では、本人の変化を促すことが難しく、継続的な支援が重要となっております。また、若者居場所支援としては、令和3年6月から総合福祉センターを会場に第1、第3火曜日の午後にフリースペースを開設させていただいております。予約は要りません、どうぞ気軽に立ち寄ってくださいというコンセプトで自由に自分のペースで過ごすことができる場所として、相談支援を組み合わせた形で実施させていただいております。また、ひきこもりの問題に悩む方々を早期に相談につなげるため、地域をよく知る民生児童委員の方々の存在が遊佐町でも最も重要と考え、民生児童委員の定例会の機会に、ひきこもりをテーマに研修会を実施させていただいております。小さな町でございます。どこにひきこもりの方が悩んでいらっしゃるのか分かっているが、なかなか声をかけられない、そんな実情もございます。

今後の対策につきましては、ひきこもりの状態は人それぞれで、部屋から出られず、家族との関わりも失われている方もいらっしゃれば、買物には外出できる方もおります。性格や生育環境など原因や背景も様々で、今何か特別にそれに対して国でこうしなさい、こういう方法があるよという、そういう指針も今のところはございません。そして、皆様にお伝えしたいことは、ひきこもりは決して特別なことではなく、誰にでも、いつでも、どの家庭にも起き得ることと言えます。悩んでいる本人や家族が相談しやすい環境の整備といたしましては、町全体でひきこもりや困難を有する状態の理解を進めていく必要がございます。誰かに少し話すだけでも気が紛れた、ちょっと相談してみようか、そういう雰囲気づくりが大切だと考えております。ひきこもりの現状や相談窓口についての情報が遊佐町の町民皆様全体に届くよう、健康教室や広報などでテーマを取り上げて周知を図ってまいります。

そして、中には精神疾患や生活の困難な状態にあるケースもあります。あしたのお米がないとか、来月の支払いができないなど様々なケースがございます。そうした複合的な相談を受け止め、ほかの支援機関へつなぐなどの支援体制の充実が現在求められています。遊佐町では、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の開始に向け、現在移行準備事業を始めさせていただいております。問題の原因が複雑化、複合化しているケースにつきましては、重層的支援会議としてケース会議を開催し、関係各機関と連携して支援方針を検討し、支援に当たらせていただいております。また、こうしたケースにおきましては、地域との関わりが希薄化していることも多々ございます。近所付き合いがない、なかなかいろんな話合いをする場所がない、そういう昔ながらのよい意味でのコミュニティが現在は失われておりますので、長い目で見た場合には、専門家による支援だけではなく、そこから地域の一員として関わりを持ち、地域全体でお互いが支え合っているような仕組みづくりを行っていくことが、悩んでいても声に出せない人をいかに早く発見し、救出し、支援していくかという点も重要であると考えております。

さらに、心の健康づくり推進事業としては、ゲートキーパー養成研修や心の健康教室、一番思春期で多感な中学生へのSOSの出し方に関する教育も充実させ、継続して実施してまいります。ひきこもりの方や家族に対する支援は、一機関が完結できるものではなく、複数の機関が連携を図りながら継続的に関わっていかねばなりません。一番つらいのは当の本人ということを決して忘れず、ご家族のことも考えながら、デリケートな部分もたくさんございますので、今後も研修や個別相談を丁寧に、丁寧に重ねながら、当事者とその家族の方に寄り添い、全ての人が安心して暮らせる地域づくりを全身全霊で行っていきたいと考えております。

壇上からの答弁は以上でございます。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

町長、細かいところまでご答弁をいただきましてありがとうございました。町長答弁の内容を振り返りますと、前回の平成30年調査時は16歳以上のひきこもり状態にある方は約1,500人、これは県です。県の中でということでした。また、令和5年の調査では約1,300人ということで、概算200人ぐらいは減っているのではないかというお話でありました。ただ、その出現率の比較では0.14%から0.13%という形で、ほとんど変わっていないのではないかというお話がありました。時代の流れ、今のこの時代の内容も含めてでしようけれども、なかなか減らないという形が見えるようであります。また、町で行っている事業に関しましても、4つほどキーワードを答弁でいただいたので、1つはひきこもり相談会の開催を行っている。また、フリースペースの開催も行っており、民生児童委員の研修会も行っているというお話でした。あと

もう一つは、健康教室や広報での周知を行っていますというお話でした。広報の周知は、先ほど私が壇上でお話ししたとおり、町長の「めるめる」の隣にしっかりとこういう形で一番見やすいところに載っておりましたので、これはよかったかなと思っておりました。私もこれを見て目に留まったものですから、ぜひ一度一般質問で取り上げていただければなと思ったところでありました。

今町長の答弁の中で出現率という形であります。出現率というのは、新たにひきこもりになられた方とか、心の病を持たれた方のお話かなと思っておりまして、遊佐町でどのくらいの人数に値するのかなというところでちょっと調べてみました。町の統計から遊佐町の令和6年度4月1日製作の住民記録の人口ピラミッドというのがネットを調べますと出てきます。その中に年齢別という形がありまして、私が今回質問しているのは、40歳から65歳までという形でありましたので、その中で調べてみますと遊佐町では40歳から44歳までが男女合わせて628名いらっしゃいます。45歳から49歳まで男女合わせて742名、50歳から54歳までは758名、55歳から59歳までは750名、そして60歳から64歳までは953名という形で、住民記録でありますので、中には例えば地方へ単身赴任で出ている方々もいらっしゃいますが、一応資料がこういう資料しかありませんでしたので、概算という形になりますが、計3,831人、40歳以上65歳までという形であります。0.13%というのとどのくらいの人数に当たるかというとなんと4.98人でした。ということは、遊佐町でも1年間、年間というか、5年までの計算でいくと、大体5人くらいの心の病を持たれた方々が増えているという計算になります。年を重ねるごとにその方々というのはなかなか負担が大きくなっていて、元に戻っていくにはやはり早いうちの相談や対処が必要であるというふうなお話がありました。

1つの質問であります。先ほど町長からご提示いただきましたひきこもり相談会、今遊佐町で開催しております。これを見ますと毎月載っているようではありますが、毎月開催されているのかどうか、今健康福祉センターを窓口として行っているようではありますが、その開催数をまず初めにこちらは健康福祉課長でしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

ひきこもり相談会でございますけれども、こちらにつきましては、総合福祉センターを会場にしまして、県から委託されている多機能福祉施設の相談員が来て実施しているところでございますが、年10回という形で実施をしているところでございます。予約制で実施をしているところでございまして、毎回、相談の予約確認、状況確認、相談会、地区の担当保健師が関わっているという状況になっております。また、定期的な会以外でも家族からの相談ですとか、そういったものにも対応はさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 今課長のお話では、年10回ほどの開催を行っているということで予約制ということでもありましたが、私たちから見ると、なかなか相談窓口はあっても本人が相談に行くことはなかなか難しいのかなというふうに感じます。やはりそういった中で相談に来られる方というのはどういった方々が来られるのか、そこもちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

相談に来所する方と申しますと、ご本人様というのが少なく、家族からの相談がほとんどの状況となっております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。確かにそうだと思います。やはり同じうちの中にいても、自分の家族にとってもどんな形で声をかけていいのか、なかなか迷うことがあると思うのですが、やはりそういった中で家族の方々のご苦労も多々あるのかなと思っております。ただ、先ほど町長のお話の中に個人の特定や風評等につながるおそれがあるため、県では公表していないということでありますので、内容については多分とてもデリケートな形であるかと思われますので、あまり深くは私のほうでも質問をいたしませんので、その内容でちょっとお願いしたいと思います。一応確認をしながらということをお願いをしたいと思います。

県で取っているアンケートがありまして、その中で家族構成という形でアンケートが取られております。これは、民生委員の方々が取ったアンケートかと思いますが、やはり同居する中で一番多いのが母親でした。次が父親、そして兄弟、姉妹という形でありまして、あとはお一人で住まれている方々もおるかなと思われまます。その中で、該当者の両親の年代はどの年代が一番多いのかというと、やはり70代が一番多いということで、こちらが23.4%、次いで60代が23.3%、80代以上が15.9%というふうなアンケート結果になっておるようです。これを見まして、やはり私たち議会でも令和6年度の政策提言という形で、2つ目の医療、福祉の充実の中に「超高齢社会」という言葉を使わせていただいて提言を出させていただいております。遊佐町は、65歳以上の割合が人口の21%を超えておりまして、もう既に超高齢社会に入っております。そのために高齢化が進むということでありまして、やはりその同居する方々の負担も増えてくるのかなと思っております。その中で、相談者の人数的には年間何人ぐらいのご利用があるのかというところは大丈夫でしょうか。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

町長答弁にございました、まずはひきこもり相談会の令和5年度の実績でございます。年間の実人数で3人、延べ人数で14人の相談がございました。そして、フリースペースにつきましては、令和5年度実人数で6人、延べ16人ということでございます。この実人数6名のうち、令和5年度から来所され始めた方が2名いらっしゃるということで、先ほど周知という言葉がありましたけれども、新規ケースもございまして、少しずつ認知はされてきているところかなと認識しているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 今課長のほうから人数をお聞きしまして、新規の方もいらっしゃるということであります。やはり周知に関しては多分広報だけの周知なのかなというふうに私は思っておりまして、私たちもよく議会広報などでもお話をさせていただくのですが、なかなか広報を見る方、本当に町民の方々全て見られるのかなというところもあります。なぜかといいますと、やはりそういった家庭の中での問題が

あるところの方々は、全員が広報を見ているわけではなくて、中にはこういった情報を知らない方も多々いらっしゃるのではないかなと思っております。そういった中で、実は議会のほうではDX推進ということで政策提言を上げさせていただいておりまして、やはり周知の仕方も広報だけではなくて、家にいても今は例えば外に買物出なくても、いろんな形で通販で買物できる時代であります。例えば野菜から全て水まで自宅まで届くような時代になってきました。そんな中で、やはりうちにいられる方々というのは通信機器とかは見られる方もいらっしゃるのかなと思っておりますので、そういったところは、ぜひこういったDXも推進をしながら今後行っていただければ、なお新しい方々の利用があるのかなと思ったところで一つの意見として述べさせていただいたところであります。相談会のほかにフリースペースの開催というふうにありました。今6名の方、年間通して16名利用されているという、このフリースペースの内容についてちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。お願いします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） こちらフリースペースにつきましては、予約不要で気軽に立ち寄れるという形になってございまして、自由に自分のペースで時間を過ごすことができると。まずは外に出て、人との関わりの練習の場という意味も込めましての居場所づくりという内容となっているところでございます。あわせて相談支援も組み合わせた形で実施をしているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 遊佐町の同じ健康福祉センターで開催されているということでありました。やはり地元の方が地元でそういう会場に行くということを多分ためらう方々もいらっしゃるかと思うのですが、例えばできれば遊佐でなくてほかの地域がいいなという方々がもしいる場合にはどんな利用方法があるのでしょうか。分かる範囲で結構ですので、お願いいたします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

ひきこもりに関しましては、各関係支援団体についてネットワークをつくっているところでございます。県のほうでしております庄内地域若者自立支援ネットワーク会議、あるいは庄内地域ひきこもり支援ネットワーク会議などにおきまして、庄内管内の関係機関の連携と協力体制の整備のため、実務者レベルで意見交換など、事業所の紹介なども含めて実施をしているところでございます。就労ですとか、障害者相談支援センター、生活自立支援センター、社会福祉協議会、そして酒田、鶴岡の公共職業安定所、教育委員会、そして庄内管内の福祉課関係、県の雇用担当者など多くの方が参加しておりますので、相談窓口としては町内に限らずいろいろなツールがございますので、そちらを利用していただければと。また、フリースペースにつきましては、酒田市のほうにも会場がございますので、そちらも併せてご利用いただければと思うところでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 課長、ありがとうございます。本当に私たちが知らないだけであって、多様な会場がある、いろいろな事業があるというお話を伺ったところであります。やはりこういうふうに関か

ないとなかなか分からないというところがあります。地域の民生委員の方々といってもやはり地域の方でありまして、一番、私たちから見れば分かっているのかなと思うようなところではありますが、やはり地域には区長さんもいらっしゃいます。やはりどこの誰々というのは多分同じ地域に住んでいてもなかなか分かりにくい。たまたま会ったときに、うちの息子ですというふうに紹介されて、実は仕事しなくてうちにいるのだという話を聞くときもあるのです。でも、それはやっぱり出て歩いて初めて、そういう面識があって初めて分かることであって、地域の区長さんとか、民生委員さんでも、やはり今個人情報の問題がありまして、人の他人の家庭の中まではなかなか入り込んでいろいろな話をすることができないのかなと思っておりまして。今回アンケートも見まして、人口は減っておりますが、多分それは年を重ねた自然減少とかの中での減り方なのかなと思ひまして、ただ出現率が変わらないというところは、多分本当にそこのお宅に行って今確認するということはできないと思いますので、あくまでもアンケートという結果での出現率だと思っております。やはり中にはもっと多くの方々がいるのかなと思っておりますが、そこでの多分周りの私たちの気づき、先ほども町長答弁の中に、町で行っている、今年度結構健康福祉課の講話のお誘いが多くて、認知症サポート等、またそれからゲートキーパー、この間伺いましたが、そういった講習会の案内がありまして、そういった中で講習を受けてみますといろいろと気づかせていただくことができると思うのです。例えば我々、周りの人たちがある程度早めに気づいて、行政のほうへ、おせっかいになるのかもしれないけれども、ちょっとお知らせをした場合どんな方法があるのか、ちょっと教えていただければと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

気づきのポイントというところでございましょうか。区長さんなり、民生委員さんなり、夜間になりましたら電気がついていないとか、通常の時間帯で行動されるところで姿が見えないとか、そういったちょっとしたことで結構でございますので、早期に気づいた場合は直接区長さんなり、民生委員さんなりがお宅に訪問して、ひきこもりではないかななどというような話はちょっと直接的にはできないかと思いますので、気になるご家庭とかがありましたら、健康福祉課、あるいは社会福祉協議会、高齢者であれば地域包括支援センターなど、地域福祉の拠点となる相談窓口がございますので、そういったところにちょっとあらったと思った程度でも結構でございますので、声かけをしていただければと思うところがございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。いろいろな講習会を受けさせていただきますと、やはり全部がつながってくるような感じがします。例えば認知症に関しましてもそうですし、ゲートキーパーに関しましてもそうですし、該当するご家庭とか、本人というのはなかなか分かりにくいところがあって、やはりその周りの方の気づきというのがとても大切なのではないかなと。今年私もいろいろな形で受けさせていただきました、認知症サポートなんかも地域でもやっていただきまして、何回も受けさせていただいたところもありました。町長が言うておりましたが、誰でも起こり得ることなのだというところでありまして、やはり遊佐町の方々が遊佐町で本当に楽しく過ごしていただくためには、こういったひきこもりなども早いうちに対処というか、早いうちに行動していただければ、戻る確率も早いと思いますので、やは

り年齢を重ねるとどうしてもおっくうになってくるというところもあるかと思われます。そんな中で、課題についてもこのアンケートには載っておりました。そこをちょっと読ませていただきたいと思います。課題については、具体的な相談窓口が分からない、相談することは勇気の要ることで、該当する方が相談窓口や支援機関に関わるようになるまでが大変であるということとか、該当する方、本人やその家族はその状況を知られたくないという傾向が強い、それから義務教育後の相談、カウンセリング等の支援が乏しい、専門家の支援が必要であると思うが、支援者が不足しているというふうな課題がアンケートには上がっております。

また、必要な支援についても上がっておりましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。悩みを抱えている相談者が気軽に相談先を選択しやすい環境の整備、またインターネットにより相談ができる体制の整備、カウンセリング等の専門的な支援の充実、当事者への家族へのサポート、支援の充実、支援機関の認知度を上げる、SNS等での発信、相談が特別なことではなく身近にあってよいと思う雰囲気づくりというのも上がっております。学校に行けない子供たちがここは行けるという居場所づくり、ひきこもりなどの経験がある方がどのように立ち直ったかを知る機会の創出というふうな形でも、支援についても上がっておるところであります。

私が壇上でお話ししました8050問題ということでありまして、8050がなぜ問題になってくるのかというところもちょっと調べてみましたところ、50歳の息子さん、娘さん、もしくはお子さんがいた場合、保護者の方が80歳になられたということでありまして。健康なうちはまだ家族の中で親御さんの年金を基に生活を、経済的な支援ができるのではありますが、例えば親御さんが体が動かなくなって福祉関係へのお世話になる場合、やはり施設などに入られる場合だとどうしても年金の管理が施設側に移るということもあるそうです。そんな中で、今まで年金でうちの経済が回っていたことが今度できなくなって、残った方がやっぱり経済的に困難になってくるというところがひとつこれから出てくるのではないかという、その8050問題の中にも含まれておりました。

やはり今遊佐町も高齢化でして、65歳以上の独り暮らしも多々おられると思われます。そういったときの例えば手続とかも分からないまま、自分がうちの中に1人であるということもあるのかなと私は思ったところでありました。やはりそういった事態にはさせられないような事態も出てくるのかなと思っておりましたので、今回一般質問の中でいろいろな、我々も講習会を受けながら、いろいろな場面で、いろいろな状況も把握しながら、その知識というのを少しずつ身につけさせていただいている中ではありますが、今後引き続きそういった研修会等、周知の仕方の中で、健康福祉課の中でいろいろと考えているところがあればお話をいただければありがたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

周知の方法でございますけれども、先ほど町長答弁の中にございましたとおり、やはり地域を知る方々への周知という形、研修会も含めてでございますが、民生児童委員さんですとか、あとは健康推進員の方たちにも研修会を実施をしているところでございます。またあわせて、心の健康づくりというところでは、保健師が行っております健康教室、老人クラブですとか、集落のほうで健康教室をする際に、そういった周知もさせていただいているところでございます。やはり先ほどDXの話もございましたとおり、ホーム

ページのほうにもひきこもり相談ですとか、フリースペースのことは掲載はしているところですが、なおそういった視点でも検討していきたいということと、繰り返しになりますが、やはり地域の一員として、地域との関わりを持ってということも一つのキーワードになろうかと思いますので、地域を支える皆さんからも理解をいただくということに力を注いでいきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。周知の仕方もなかなか大変でしょうが、やはり根気よく出していただければ、いつかは目に届くのかなと思っております。ぜひお願いをしたいと思っております。ほかの自治体のことで申し訳ありませんが、村山保健所あたりはひきこもり支援ガイドブックというのを出しているようです。東根もありましたか、大きいところは結構あるようでした。中を見ますと、やはり事例紹介という形で、ご本人が体験したこともいろいろと書いてあったり、分かりやすく載っているようであります。もし可能なのであれば、遊佐町も皆さんの目に届くような形でこういったガイドブックもあってもいいのかなと私は思ったところでありました。ご家族だけではなくて、周りの方々もやっぱり多くその内容も知るということも大切なことだと思っております。町長からは先ほど壇上では熱く答弁をいただきました。私も今回ひきこもりに関して一般質問するに当たって、今までの会議録も調べさせていただきましたところ、多分、松永町長、今までは1人だけしかやっております。令和元年の12月でした。そのときも同じような内容ではありましたが、やはりそのときは今通信機器の状況も多々変わってきています。もうちょっと伝えやすくなってきているのかなと思っておりますので、もしそのときの状況を思い浮かべながら、松永町長、今ご自身でこういったこともやっていきたいという思いがあれば、ぜひ一言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 令和元年の12月、一般質問させていただいた記憶、今思い出しました。そのときからいろんな事情は変われど、私が思うのは、やはり相談に来ていただいたときには、誠実にまたこちらの役場のほうでも対応したり、また民生委員、また区長さんたち、また様々な方たちからのお声をとにかく一つ一つ丁寧に対応していくということだと思っております。那須議員がおっしゃったように、例えばメールとか、LINEでやり取りもということもあろうかと思いますが、正直今の私たちのこちらの執行部の対応の仕方としては、まずは今の状態でやっていくという方針でおりますので、ただ、このように議場で話題にさせていただけるということは本当に大事なことだと思っております。まさにどのようなことが一番今適切に、的確に町としてやっていけるかというのは、これからの大きな課題でございますし、私たちの今やらなければならないことをまた深く考えさせられました。ご質問ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 町長、答弁ありがとうございました。私たち町民もそうですけれども、やっぱり一番携わっていただいているのが健康福祉課の方々、そして保健師さんの方、あとはそれから社協の方々、それから包括、介護の方々現場では携わる機会が一番多いのかなと思っております。なかなか情報が少ない中でも新規の方々もご相談に上がるということも多々あるというお話を伺っておりましたので、やはり根気よく横の連携を取ってつないでいただくということが大切なのかなと思っております。税金などの

滞納も含めてそういったところもやはりつながっていくのかなと思いますので、広域にわたってこれから重層的な問題も多々出てくると思いますので、そういったところも含めて何ができるか、やはり町民みんなで考えながら、遊佐町に楽しく住んでいただくことを考えるということが大切なのだらうと思っております。なかなか難しい質問ではありましたが、一応今の遊佐町の施策と現状とやはり課題を浮き彫りにすることによって次へ進めることができるのかなと思っておりましたので、一般質問とさせていただいたところであります。答弁ありがとうございました。

私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めます。

子供政策を推進するに当たりまして何よりも大切にするのは、子供や若者の皆さんの意見であるということです。子供や若者の一人一人の意見を聞いて、その声を大切にして、何が最もよいことかを考えて、子供に関する政策、取組を社会の真ん中に据えることもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁は子供と若者の視点に立った政策を実現するとともに、省庁や地方自治体と連携して子供、若者の意見を聞き、政策に反映する取組を社会全体で推進していきますということでもあります。こども家庭庁の子供の意見聴取と政策への反映の趣旨であります。取組の概要として、こども若者★いけんぷらすや各種調査研究等を実施しますということでもあります。

例えばこども若者★いけんぷらすの例としてどのような意見があるかといいますと、私の思っていることを勝手に想像して決めつけないでほしい、それから悩みを相談する機関が足りない、全ての人が幸せになる社会をつくってほしい、お金に関係なく、大学に行きたい人が行けるようにしてほしい、いじめの問題を重要視すべきといったものがあります。この町では少年議会もあるし、こども意見箱の提案や要望と併せて円満な子供の政策を実現してもらいたいものです。

遊佐町こども意見箱の設置については、パンフレットの4に意見書記載内容で、年齢、属性、小学生、中学生、高校生、その他、それから住んでいる地区は、蕨岡、遊佐、稲川、西遊佐、高瀬、吹浦、町外、氏名（ニックネーム可）、そのほか意見とあります。ここで、氏名（ニックネーム可）とは、氏名を書いて、ニックネームを書きたければ書いて、ニックネームで載せるということと解釈してよいのでしょうか。それとも、氏名を書かないで、ニックネームだけを書いて、ニックネームで載せるということなのか、解釈の仕方はどうなのか。氏名を書いて氏名を載せるとき問題はないが、ニックネームだけを書いてニックネームを載せるときは、後々なりすましなどが起こりやすくなると考えられますが、なりすまし防止対策として、ニックネームで載せるにしても、誰が書いた文章であるかを、役場では100%その氏名を把握することは常識であります。なりすまし防止対策は十分なのでしょうか。

次に、広報ゆざで「町づくりにあなたの声を」という言葉ではがきを町民に配っています。あなたの声によりよい町をつくります。日頃感じていることをお寄せくださいというものでありますが、広報掲載上の注意として、差出人の名前のない投稿は残念ながら取扱いできません。住所、氏名、年齢、電話番号を必ず書いてください。広報掲載の場合はペンネームや匿名での掲載も可能ですので、氏名のほかにお書き添えくださいというものであって、もっともな注意でありまして、つまり役場ではいかなる場合でも投稿

者の氏名を確認していることになります。ここが重要なところで、偽の投稿やなりすましを防ぐことができます。こども意見箱でも広報掲載上の注意を当てはめることで投稿者の安全を確保することができます。広報ゆざが「町づくりにあなたの声を」と町民にはがきを配って、町民の皆さんは日頃感じていることや町づくりに効果的と思われることなどを書いて投稿することになります。今のところ町民ははがきに書くしかないようなものですが、この状況は役場の対応としてやや単純過ぎるように見えます。故意ではなくても文章が長くなったり、写真があったほうが状況がよく分かることもあるし、複数の写真が現場の説明に効果的なことが多いし、場合によっては資料を加えると説得力が増すこともあります。このようなときにはがき一枚にまとめることができるわけもなく、投稿者がこれまでになく内容を広く深く表現できる形態が必要と考えますが、いかがでしょうか。

こども意見箱を参考にしているわけではありませんが、ここに町民目安箱が登場してくる確固とした理由があります。はがき一枚に固執することなく、紙のサイズと枚数は制限なし、写真の使用は自由、資料の添付等は制限なし、このような制約のない条件下で広く町民に意見を募る町民目安箱の設置を提案するものであります。どう考えてもはがき一枚よりは、はるかに町民の皆さんが意見やアイデアを出しやすくなると想定されます。なお、目安箱というものは、8代将軍、徳川吉宗が政治に関する民間の意見を聞くため、300年前、評定所の前に設けた投書箱で、小石川養生所（無料の医療施設）を設置したり、江戸市中の防火方針を定めたりしたということであります。随分役に立ったという昔の話であります。

新道の駅で防災関係の基本的なことですが、火事になったとき消火器、消火栓、防火水槽が使用されると想定されます。消火器は何個設置されて、消火栓はどこに設置されるのか。羽田設計事務所の今年8月の配置設計図A—06によれば、防火水槽は建物の北側と南側にそれぞれ1基ずつ、計2基設置されることになっています。理想的な配置と考えますが、何トンの防火水槽2基の設置工事が実際に行われるのでしょうか。7月の豪雨災害は、激甚災害に指定されるほどの損害をもたらしましたが、日本は地震大国とも言われています。新道の駅の耐震構造と耐震対策はどのようなものなのか。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、第1問目でございますが、こども意見箱の設置につきましては、令和5年4月に施行されたこども基本法におきまして、地方自治体が子供施策に子供、若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務づけられていることから、意見反映方法の一つとして、こども意見箱を設置し、町をよくするためのアイデアや意見を募集することで町政への反映や町の施策検討の参考とすることを目的としております。10月1日の議員全員協議会における意見箱設置案に関する説明時には、意見書記載内容にてニックネーム可としておりましたが、全員協議会の場で、対象者からの意見であることをどのように判断するのか、またニックネームは不可とし、氏名を記載してもらうべきではとのご意見を皆様からいただきました。全員協議会後に行った学校側との調整において、意見箱への意見書への氏名記載について協議をさせていただきまして、最終的にはニックネームは不可ということとさせていただいております。当該こども意見箱につきましては、12月2日からの運用を開始しています。

さて、2問目でございます。2つ目のご質問でございました町民目安箱の設置についてお答えさせてい

たきます。町に対する意見の提出方法につきましては、はがきだけではなく、そのほかの方法でも受け付けております。はがきについては、年3回広報ゆぎ行きのはがきを広報発行時に全戸に配布させていただいております。はがき以外の方法といたしましては、メールや郵送などによる提出も可能でございます。はがき以外の方法でも意見が提出できることにつきましては、周知が不足している部分がございますので、今後その点についてはしっかりと周知していきたいと考えております。その上で、現時点では町民目安箱の設置は計画をしておりません。町民の皆様からの意見を聞く方法としては、そのほかには町政座談会や本年度から実施させていただいている町長出前トーク、こども意見箱がございます。町政運営に当たっては、これまで以上に広く町民皆様の声を聞き、町民皆様のニーズに応えるための政策の充実を図ってまいります。

最後の3つ目の質問でございましたが、新道の駅の防災について答弁させていただきます。これから敷地の開発許可申請を行いますが、消防水利計画につきましては、酒田地区広域行政組合との事前協議、指導を受けてから決定することになります。新道の駅の敷地面積は約3.4ヘクタールでございまして、消防水利から半径100メートル以内で全エリアをカバーする必要があることから、敷地内に3か所、防火水槽の設置を計画しております。なお、1基当たりの防火水槽の容量は消防法の基準を満たす約40トンとしております。また、建物内の消火器、消火栓の配置に関しましては、酒田地区広域行政組合の指導を受け、検討を進めておりますが、間取りやレイアウトが確定した段階で、消防法に基づき適正に適切な場所に配置することになります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私、こども意見箱についてでありますけれども、素晴らしい内容のものが出てきたなと思っております。もともとこども家庭庁でこの政策をやるということを決定したということでありまして。そもそもこども意見箱という形式自体が、私ネットでいろいろ見ていたのですけれども、あるお子様のご提案だったそうです。こども家庭庁に対するあるお子様のご提案がありまして、こども意見箱という形で、全国津々浦々いっぱいありますので、それを設置することによって、お子様方、お子様といっても18歳までということになっているのですが、そのくらいまでの範囲で広く意見を募集するようにしたらどうかということなわけですが、もともとこれはこども家庭庁で立案したものではなくて、あるお子様の提案がこども家庭庁に行って、それを審議した結果、こういう形でやりましょうということになったものだそうです。もともとの原文のようなものあるわけですが、その人がこども家庭庁に出したときの。一応それもネットに載っているのですが、全部私も読んでみましたけれども、随分細かいところまで書いてありました、びっくりするぐらい。今まとまってこども家庭庁から一定の政策的に出されてきているわけですが、それはかなりまとめたような形で出来上がっているような気がします。このような形で、それはもともとの話ですが、ただ子供さんたちからいろんな要望とか、不安とか、そういうものがあると思いますので、それに町、県とか、いろいろ柔軟に対応していただければと思います。やっぱりお子様方の考えることですので、現実の世の中と合っていないようなところも多少あるというふうに私も見受けるのですけれども、それはやむを得ない話でしょうし、できる範囲でそういう形でやっていただければと思います。

私が今ちょっと不安に思っていたのが、ニックネーム可というこの書き方だったのですね、何よりも。こうなりますと私、最終的に今町長のお話で、ニックネームは不可にするという結果こういうことになったので、非常によかったと思います。これは、ニックネームで出して、ニックネームでもし載せることができるということになると、それをまねするような子供たちというか、者も出てくることが考えられるので、そういう不具合が起こらないように、あらかじめ簡単に言えばセキュリティー対策を取っておかなければならないだろうと、私はそのように考えたのです。ですから、やっぱりニックネームは禁止すべきだと、載せるのは、それは最も間違いのない方法です。それは非常によかったなと思っております。

よくSNSというふうな、使われるわけですがけれども、世の中は余るほどSNS出回っています。例えば動画、SNSにしてもユーチューブ、エックス、ニコニコだとか、いろいろあり過ぎて、そうなのですが、これがあまりにも出回り過ぎて子供たちに有害だとみなしている国があります。実際あります。これはつい最近の話ですが、16歳までのSNSをその国全体で使用禁止にする国が出ました。これは初めてこういう国が現れました。オーストラリアです。ついこの前、国を挙げてこの決定をしました。16歳まではSNSを使うなど、こういうことなのです。それには賛否両論もあるようですがけれども、子供たちの安全を考えた場合、使わないことにしたほうがいいと、完全にこの路線だったのです。SNSと今回のなりすましと必ずしも一致するものではありませんが、そういう安全策を取っているところもあるので、今回ニックネーム不可としてもらったことは非常に私はよかったと思います。まねをして、人のニックネームを使って出すような、そんなことができないわけなので、こういう形であれば、非常によかったと思います。

それから、町民目安箱については考えていないということで、いろいろはがきだけでなく、意見を述べる機会はあるのだということでした。メール、それから郵送というものもあるのだと。ただ、メール、郵送でも出せるのだというのはいいですけれども、周知不足だということは町長も認識しているようですが、全く周知が足りないと思います、このことに関しては。ほとんどの人がよく分かっていないのではないかと思います。もっとも自分の考えを何らかの形で役場のほうに伝えてみようと思う人自体があまり多くはないのかもしれませんが、全く周知不足だと思いますので、この辺はまた改めた対策を、周知のための対策をぜひ取っていただきたいと、このように思います。

次に、道の駅関係なのですがけれども、防災、災害時のことですけれども、1基40トンの防火水槽をつけるということだったようです。これは1基だけつけるのでしょうか。羽田設計のA-06という図面見ると2基書いてあるので、これは1基でもいいのでしょうか、2基書いてあるので、2基つけるのかどうか、ここを伺いたいと思います。

我々1か月かそこら前、道の駅おおえというところに視察というか、行ったのですが、そこは新しい道の駅で、おおえだと思いましたがけれども、なのですが、ここは防火水槽はそんなにいっぱいないそうです。防火水槽は要らないと、こういう道の駅もあります。では、防火水槽がないなら消火栓ぐらいいはあるのかと思って聞いてみたところ、消火栓もないそうです。こういう道の駅もあるということなので、私もちょっと驚きました。我々説明を受けたときたしかそういう話だったです。では、もし大火のようなことになったらどうするのだと私はすぐ聞きました。そうしたら、近くに集落があるので、全部水をそこから引っ張るのだと、こういう話でした。こうなると、遊佐の今の場合当てはめると、防火水槽も

消火栓もつけなくて、丸子から引っ張るのかと、こういう話に似ているのかなと思うのです。こういう道の駅もありますけれども、どうも道の駅の設計というか、配慮というか、その辺を考えると、ちょっと抜けているのではないかなと思って個人的には聞いていました。でも、こういうところもあるので、必ず防火水槽がないと駄目だとか、消火栓つけないと駄目だとか、こういう話でもないようです。それを私も実際驚きました。

羽田設計の図面ですけれども、まず防災倉庫というものが、防災上の話ですけれども、防災倉庫という形では書いていないようです、羽田設計の図面では。それで、では何があるのかということ、附属棟というふうな名前を書いてあるのがあります。それで、道の駅、災害時の避難所、物資の輸送拠点はじめ、非常用電源、貯水槽とか、給水タンク、それから防災倉庫、それから緊急避難後、安全が確保されてから、そこに集まってきた皆さん方が3日間くらい生き延びるための水、食料、生活必需品などが必要だと。それから、応急手当の医薬品、暑さ、寒さ対策の毛布とか、こういうものを保管しておくべきではないかと私は考えます。普通に考えると、防災倉庫のようなものがあればそこに置いておけばいいのではないかなと思うのですが、今の羽田設計の図面ではA—02からA—07、A—08ぐらいまでであるのですけれども、図面では防災倉庫と書いてあるものはありません。ありません、今のところ。それで、附属棟とか、そのくらいの名前のものしかないのです。だから、そのような必要であると考えられるものをどこに保管しておくのかということです。必ずどこかに入れておかねばならないだろうと思います。なぜかということ、今の新道の駅を防災拠点としても使っていくという考えというか、必要があるわけなので、やっぱり実際にそのことが起こったときにそういうものをどこかに保管しておかねば具合が悪いと、当たり前の話ですね。その辺はどうなるのか、一旦伺います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

まず初めのご質問の中では防火水槽のお話があったかと思うので、そちらに答弁をさせていただきたいと思います。これまで皆様のほうにお示しをした平面図等で表している部分、再度確認をいたしましたけれども、この図面でいきますと防火水槽と言われますものが3か所予定しております。質問の中でのお話では、建物の北側と南側に1基ずつ、ここで2基というご指摘いただきましたけれども、それに加えて大型駐車場の東側のほうに1基予定してございます。いずれも40トン、40立方メートルですか、そちらの防火水槽を予定をしているということになります。あともう一つは、防災倉庫的なものがないではないかというお話でありますけれども、私もまだちょっときちんと確認はしておりませんが、建物のほかに物品庫的なものも一応予定しておりますし、ただまだ建物の中の配置ですとか、そういったものも固まり切れていないところもありますので、そういった機能的なところも再度協議をしながら確認をして、対応できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 防火水槽3つあるということのようなので、1つが40トンのものが3つあると、予定のようですけれども、3つもつけば私は立派な対策だと思います、実際。おおえというところに、新しい道の駅ですけれども、そこに行ったら防火水槽がないということだったので、本当驚きました。消

火栓もないと。こういうところだったので、よくこれで道の駅が許可になったようなものだと思ったのです、はっきり言って。こういうところもあることはあるのです。だから、こんなところと比べれば、防火水槽が3つも備えていれば立派過ぎると思うのです、それは。非常によかったと思います。それと、今課長言うように物品庫というものがあるのですけれども、小さいですね。これは、あくまでも図面で見た限りの話ですけれども、かなり小さいと思います。ここにある程度の災害対策用具のようなものが、物品がどの程度収まるか。普通であれば防災倉庫という、何か所か町内ありますけれども、そういうところに入れておくのが普通でしょうけれども、物品庫に、私は図面でしか見ていないのですけれども、もちろん、かなり狭いのです。ここにどの程度のものが入るのかということになると、大分私も不安に思うので、課長、その辺はどうなのでしょうね。狭過ぎませんか、これでは、物を入れるスペースとして。その点は、それとも、物品庫でいいから、かなり大きいものにするという方法はあるでしょうけれども、この辺どうでしょう。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

災害、防災関係の設備といいたしましょうか、施設としましてはここだけではないということもあります。例えば高瀬のまちづくりセンターですとか、ほかの防災倉庫、そちらにもあるわけですので、どういった機能分担をするのか、どう連携するのかといったところが課題にもなってくるかと思います。ここだけで全てを賄うといったところは多分できないと思いますので、そういった議論が必要かなと思っております。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 必ずしも道の駅の中だけで全部を賄う必要もないかもしれませんが、私が見たところ、物品庫と言われるのも小さいし、防災倉庫という形のものはもちろんないですし、書かれていないです。物品庫もあることはあるけれども、小さいので、ここにどの程度物が入るのかなと、こういう単純なことを考えたわけです。今課長の話のように高瀬の防災倉庫というか、そっちのほうもあるし、あるいは遊佐の防災倉庫から運んでも、それは応急の話なので、できるわけなので、その辺柔軟に、もしの場合は対応していただきたいと、このように思います。また、防火水槽もあるのですけれども、貯水槽もまた書いてあるようなので、貯水槽、これは防火水槽と同じような意味で貯水槽というのがあるのでしょうか。それとも、防火水槽と何か役割というか、違う形で貯水槽というものがこの図面に書いてあるのか、この辺伺いたいと思います。これも防災関係ですので、どうなのでしょう。貯水槽と書いてありますのがあります。これはどのような役割を担うのでしょうか。火事だったら普通は防火水槽でいいかと思うのですけれども、この貯水槽というのは飲料水、貯水槽というのはもともと何にでも向くことができる水を入れておくものらしいです。だけれども、防火水槽もありながら貯水槽もあるということになると、これはどのような目的で使われるということになりますか。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたしたいと思います。

図面のほうにも貯水槽という表記で載せさせていただいておりますけれども、こちらの一つの使い方としましては、有事の際に電気なかな、水道か、水道の関係が断絶した際に、トイレとか、そういったところの流すための水とか、そういったものをここにためておいて使うといったような想定をしての貯水槽

という位置づけと認識してございます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） それで、図面のA—04では、災害時に電気が途絶した場合でも風力発電や自家発電設備による最小限の電力を確保できる計画とするとありますが、自家発電は普通に行われる臨時の発電です。これは普通の方法ですが、ここに風力発電と書いてあるのです。あの道の駅で風力発電と書いてあるのです、一応、羽田設計の図面というか、説明に。この風力発電というのは、今のところ我々この道の駅について説明を受ける場合に風力発電という説明は聞いたことないです。だけれども、羽田の設計図の説明に書いてあるので、この風力発電というのは小型の風力発電機をあの一画に設置するというものか、その辺を伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

設計書、計画書の中に風力発電や自家発電設備による最小限の電力と空調といったような表記ございますけれども、これにつきましては、羽田設計さんのほうからご提案をいただいている項目だったかと思えますし、現状のやり取りの中では風力発電を設けるといったような方針で協議を進めておりませんので、当初の提案事項がここに残っているのかなというふうに見ております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 現実的な話でもないし、風力発電はただ書いてあるだけだと、このようなもののようです。そういうこともあるかもしれないです。

それから、防災の救助に関しましてヘリコプターが使われる場合もあると思います、もちろん。これで、道の駅にあるヘリコプターの置く場所というのは、着陸する場合と離陸する場合と、これしかありません。それで、全協で説明受けたとき、ヘリポートと今言っているところの面積というのはどのくらいですかと聞いてみたのですけれども、あのとき答えたのは係長だと思いましたが、20メートル近くだということでござい……違います。そのときは20メートルと聞いていました。実際のヘリコプターのサイズを見ても、20メートル近くもあれば下りたり上ったりはできるだろうというふうには考えられますので、そのくらいかなと思っていたのですけれども、これも図面を見ると40メートル四角と書いてあります。40メートル四角、これ20メートル四角と40メートル四角は面積4倍違います。そうなるわけです。こういうことなので、この辺実際ヘリポートと今言っている、本当はヘリパッドとも言うらしいのですけれども、そのヘリコプターのいるところの面積、これどっちが正しいのですか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

多分お手元にある図面に書いてありますヘリポート、40メートル四方と書いてありますので、こちらが今想定している計画の中ではヘリポートの面積ということでございます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 全協で係長の説明だと20メートル四角と答えていたので、ぜひこの辺間違わないで答えてもらいたいです。大分違いますからね。面積で4倍違うので、大分違います。ヘリポートと

今言っているところの面積が大きくなるか、4分の1で済むのかということになると、駐車場の面積にも影響してくるわけです。こういうことなので、ぜひその係長も道の駅ずっとやってきた担当の係長ですよ、たしか。正確な話をしてもらわないと我々も困るのです、その辺は。だから、きちっと課長、指導してください、その辺は。

それから、ヘリポートというのはヘリコプター専用の離着陸場のことであると、もちろん。その敷地内でヘリコプターが離着陸する場所のみを指す場合はヘリパッドという。今皆さん、これまで全部ヘリポートと言ってきたのです。私もそれが正しいのかなと思っていたのですけれども、ヘリパッドというのは、ヘリコプターの簡易な発着場のことであると、こういうことなのです。では、ヘリポートって何だかということになると、エアポートに対して普通ヘリポートなのです。エアポートというと本当の空港なので、これは全く関係のない話ですけれども、それに対してヘリポートなので、どういうことかということ、その一面に通信設備や、それから気象用の観測用の機械が必要だと。それから、機体などを入れる格納庫もあるものが普通なのだと。これがヘリポートと言われています。今道の駅のヘリポートと今まで言ってきたものは余計なものは何にもなくて、ただ単にヘリコプターが降りて上がるだけのものなのです。これを、Hと書いていますけれども、あれヘリコプターの位置なのですよ、もちろん。そこに間違いなく降りろよと、その意味でHを書いているわけです、丸くしたりして。あと、そこに降りて救助の人を乗せたりして、また上がっていくと、こういうわけなので、全くその場所しかないわけなのです、道の駅の今のヘリコプター関係の場所としては。こうなりますと、ヘリポートという言葉が私から見ると実際には合わないのです。この場合何というかというと、正式な呼び方は多分ヘリパッドなのです。そして、ヘリパッドは実際に使われています。では、どのように使われているのか。ヘリポートというのはまずその辺一帯をいうわけです。ある程度一帯をヘリポート。その中のHが書いてあるところだけ、20メートル四角くらい、そこだけを指すのだったらヘリパッドなのです。だから、そこを何というかということヘリポート、ヘリパッド。ヘリポートの中のヘリパッドなのです。

議 長（高橋冠治君） 斎藤議員、名称の説明も結構ですが、議論を前に進めていただきたいと思います。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 前向きにやります。では、もう一回だけ余計なこと付け加えますけれども、ヘリポートの中のヘリパッドという呼び方がちゃんとあるので、ヘリパッドが本当は正解ではないかと私は思っているのです。さっき課長にその話ちょっと伝えていたのですけれども、俺は分からないから、後で調べておくと言っていましたけれども、そういうこともあるので、できるだけ正確な呼び方を使ったほうがいいのではないかということ言っているわけなのです。別にそんなに深い意味は何もないので、それだけのことなのです。それで、ヘリコプターは普通5トンあります。ヘリコプターの重量は、普通1機5トンあります、重量が、結構重いのです。これがあそこ一帯、全部同じように地面をならして、そこにヘリコプターが到着すると、こういう構造で構造的に大丈夫ですか。一般的にはヘリコプターが着くところは分厚く強く造るのだと、こういうことになっていますけれども、その辺の設計はどのようになっているのでしょうか。普通はアスファルトで駐車場は造ったりするのですけれども、ヘリコプターが降りたり上がったところとは鉄筋コンクリートにすると、このような造りが普通のようなので、その構造は大丈夫なのか伺います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

様々な基準はあろうかと思いますが、私はちょっとそこはまだ把握はしていませんけれども、今言われましたとおり5トンのヘリがそこに降りられるのかというようなことですよね。当然のことながらそういった重量物を受け止めるための部分に関しては、ヘリポート、ヘリパッドと言われておりますけれども、ヘリパッドの部分だけはそういった形の対応になるのかなと、全体を同じように整備するというのはお金的にも多分難しいでしょうし、こちらの図面でいくとヘリポートとして40メートル四方、ここはそういったものをきちんと受け止められるだけの機能を持たせる設計になっていると思っております。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） そこですね、構造的にもかなり丈夫にしないといけないということのようなので、鉄筋コンクリート普通だと思いますし、そういう形でぜひ補強のような形で造っていただきたいと思います。また、私ネットで読んだことなのですけれども、ヘリコプターが降りたり上がったりするときの土間の構造計算ですけれども、これを正確にやれる人あまりいないそうです。普通の設計屋にもあまりいないらしくて、その辺十分な強度を持つようにやっていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりますけれども、ただ先ほどの町民の目安箱に関しましては、やはり長い資料をつけたり、写真を何枚もつけたり、そういう場合もあると思います。そんなことをするのはちょっとマニア的な人かもしれませんが、あると思うので、そういうある程度大量のデータとか、資料も付け加えても大丈夫なような受け止め方ができる体制というものをぜひ役場のほうにもつくっていただきたいと、このように思います。それと、ちょっと私言い忘れましたけれども、今インバウンドが大分外国人さんたちが来ています。実際日本に住んでいる外国人が340万人いますので、実際に住み着いている人が。だから、それは町民だけでなくでもいいわけです。外国人の皆さんにも遊佐町について何らかの投書をしていただけないかという形のものがあっても私はいいのではないかと思います。それがちょうどいい提案があるいは出してくれるかもしれないということなので、受け付ける間口をもうちょっと広くするような意味では、私は町民目安箱というか、そんなのが非常に効果的ではないかと思います。

それで、この目安箱って箱1個幾らするかということになるのですけれども、私がちょっと見たところ、ネットで見たところ、2,000円から3,000円です。たかが知れているのです。2,000円から3,000円、だから、3個、4個つけても、どこかに置いても1万円くらいしかかからないので、それでいながらいろんな各地のほかの市町村の皆さんとか、他県の皆さんとか、あるいは外国人の皆さんだとかから投書いただけるなら、そういう形もよいのではないかと私は考えますので、その辺極めてお金もかかりませんので、広く意見を集めるという意味ではそれなりの効果があるのではないかと考えますので、その辺も駄目なのでしょうけれども、検討いただければと思います。まずそこはよろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。

議長（高橋冠治君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 今定例会最後の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

去る7月25日の庄内、最上地方を中心とする豪雨災害において、我が町ではこれまで経験したことな

い大雨による甚大な被害を受けました。町内でも地域による降水量と、その時間帯が異なること、さらに特有の地形による被害の状況が異なり、町民の避難指示にも困難を生じたものと推察いたします。同日の午後１時までには町は７か所の指定避難所を開設し、月光川が氾濫危険水域に達したことから、町民に対して警戒レベル５の緊急安全確保を発令いたしました。被害後４か月以上経過した現在、やはり心配されることは今後の災害発生要因が少なくないという現実であります。今回の被害以外でも、庄内平野東縁断層帯にあるこの地区は、国内でも地震の発生確率が高い地域であること、また原因とされる地球温暖化の影響は、年間降水日数が少なくなる反面、１日の降水量は５０年前と比べて１．６倍になっているということなどで、危険想定レベルは格段に上昇しております。以上のことから、今回の災害を教訓にして早急に防災対応の対策を講じていただきたい理由から質問をいたします。

１、指定避難所開設時に準備作業がうまく行われなかった原因について伺います。２、町のハザードマップが今後更新されることについて、自治体は種別ごとのマップを必要とされているのか、地域の実情をどのように反映していく考えか伺います。３、豪雨災害に係る町の対応の中で、地域住民の意見を聞き、防災対応を見直す考えはあるか伺います。

２０１３年に締結した共同宣言において、生活クラブ、ＪＡ、遊佐町はさらなる関係構築のための協定を締結しました。私がこの質問を昨年に引き続き行うのは、共同宣言以降、町の施策がよく見えないためです。前時田町長がお答えになった、これまでの生産者と消費者の関係をブラッシュアップする、つまりさらなる関係性の高みを目指すことについて現在の事業にどのように反映されているかということです。団塊の世代に続く世代交代の時期に直面する中で、これまで築いてきた町の大切な財産である３者の協定を今後につなげるために質問いたします。

１、長きにわたる生活クラブとの提携において、世代間の交流を含めた意識醸成について、２、エネルギー事業に関連する営農型ソーラーシステムについて。

以上、壇上からの質問ですので、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、令和６年１２月議会最後の一般質問にお答えさせていただきます。５番、渋谷議員のご質問に答弁させていただきます。

７月２５日に発生しました大雨災害は、これまでに経験したことのない甚大な被害が発生いたしました。７月２５日の午後１時に緊急安全確保を発表し、午後４時には町内で６か所の避難所で３９４名の皆様が避難所に身を寄せられました。まずお尋ねの指定避難所開設時、スムーズに作業が行われなかった原因についてでございますが、当日は午前９時１５分に蔵岡地区に避難指示を発表し、午前９時４５分、旧蔵岡小学校が避難所として開設されております。また、午前１０時３０分、吹浦地区への避難指示を発表し、午前１０時４５分、旧吹浦小学校を開設させていただきました。さらに、午前１１時５０分には高瀬川の流域集落に避難指示を発表させていただき、同時刻、生涯学習センター、高瀬まちづくりセンターを開設させていただいております。さらに、午後１時、全町に緊急安全確保を発表し、町民体育館、西遊佐まちづくりセンターを開設させていただいております。避難所が開設された際の避難所の運営は、地域防災計画に基づき、町が行うこととなります。しかし、職員が現地に駆けつけるまでの時間がかかったことや、また災害時の人的不足などにより、施設管理者の方はもちろんのこと、避難者の皆様にも避難所の開設や運営にご協力をいただい

て、迅速かつ円滑な避難所開設や運営を行っていかねばならない現実があるということを考えております。今回の災害時は、避難所の開設に当たりまして、まちづくり協議会への連絡が遅れたことは事実でございますので、深く反省し、今後は迅速に連携、連絡をし、ご協力をいただく体制を再構築するとともに、職員の防災訓練を併せて実施していきます。

次に、お尋ねのハザードマップの更新についてでございますが、現在のハザードマップは令和2年3月に発行しております。津波浸水区域、土砂災害警戒区域、洪水の浸水想定区域、鳥海山の噴石、流れ出る泥や指定避難所などが記載されておりますが、今回の更新は、河川法の改正により、全ての2級河川及び下水路、高潮での浸水想定区域について区域を設定し、公表することを義務づけられましたため、月光川と高瀬川の浸水想定区域に加えて、牛渡川など9つの2級河川及び六日町と吹浦の都市下水路の浸水想定区域、さらに高潮の浸水想定区域を記載することになりましたので、なるべく見やすく、もっと分かりやすく記載できるように検討してまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの地域住民の意見を聞き、防災対応を見直す考えについてでございますが、今回の災害を踏まえての地域防災計画及び職員行動マニュアルの見直しが必要であると実感しております。また、町の職員を対象にしました今回の大雨災害の振り返りを現在取りまとめ中でございますので、町としての重要課題として整理した上で、各まちづくり協議会や各区長様のほうからの意見も集約しながら災害の総括を行いたいと考えております。

次に、2つ目のご質問でございました共同宣言締結後に関する町の取組についてでございます。共同宣言事業に関しまして、昨年12月以降に実施した事業についてお答えさせていただきます。まずは、1月に共同宣言事業学習会を実施させていただきました。ここにいらっしゃる議員の皆様や町の職員の約40名が参加し、生活クラブとの50年にわたる連携や提携の歴史や、共同宣言事業として実施してきた事業について深く学ぶ機会となりました。4月には共同宣言推進会議の総会と、総会に先立ち、共同宣言関係者でワークショップを実施しました。ワークショップでは、若者世代の移住促進や、これからの遊佐町の農業生産、また遊佐町の特性を生かした地域エネルギーの3つの柱を軸に、未来像・ありたい姿、現段階での課題、今できること、これからできることについて、それぞれが活発に意見を出し合いました。未来像・ありたい姿に関しましては、稼げる農業、安心、安全な食、現段階での課題といたしましては、若い人の仕事がないなどの意見が出されました。ワークショップで出た意見を踏まえて、今年度は推進体制の見直しを検討してきました。また、研修や先進地視察を行い、事業内容を詰めていくために情報を集めております。12月以降、事務局会議や総会での協議を行い、次年度には長期計画を立てて実施していく方向性で進めてまいります。また、7月の豪雨災害では多くの田んぼが被害を受けてしまいましたが、生活クラブの皆様からは、少しでも町内の米が収穫できるようにと、9月から10月半ばまでで延べ作業人数約250名もの方々から農業関係のボランティアをご支援いただきました。本当にありがとうございました。50年の提携の歴史があつてこそその多大なるご支援でございます。今後もこのつながりをより一層強く、太く、深くし、次の世代に引き継いでいくために、共同宣言事業のさらなる推進を図っていききたいと考えております。

農業が主要産業である本町におきましては、生活クラブ連合会、JA庄内みどり、町の3者による共同宣言事業は、生産者と消費者をつなぐ全国的にもあまり例のない重要な活動でございます。共同宣言事業の根底にあるのは、持続可能な産地づくりという大きな壮大な理念であり、その理念実現のためには、遊

佐の農業を必ず守っていくという強い意思が重要となります。そこで、町の資源である農地を活用した営農型ソーラーシステムなどの再生可能エネルギー導入にも注目させていただきました。こちらは、亡き前町長時代にも計画され、これからスタートしていこうということで進められてきた事業でございます。営農型ソーラーシェアリングは、農地に簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を立て、上部の空間に太陽光発電設備を設置することで、農地の上で発電しながら営農を行うことで農業経営の安定につなげるための新しい仕組みでございます。こうした仕組みを積極的に取り入れることで、町内営農者の経営の改善を図りつつ、町民のエネルギーコストの軽減や再エネ設備普及によるまちの脱炭素化を目指していきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁でございました。詳細につきましては、所管の課長をして答弁いたさせます。よろしく願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 町長、ご答弁ありがとうございます。それでは、自席から質問をさせていただきます。

2016年4月14日の夜と16日の未明に発生した熊本地震になりますが、その災害の大きさはマグニチュード7.3、特に28時間以内に震度7を2回観測したことは国内の観測史上最大の地震になります。私たちの記憶にも新しいところでございます。重要なことは、この災害では直接死50人に対して、災害関連死、つまり避難所生活などにおける精神、身体的負担による死者が4倍以上の223人にも上ったということです。そして、当時の関係自治体には、職員の知識不足や福祉避難所不足などの多くの課題が寄せられたことも現実でございます。冒頭申しましたように、残念ながら我が町は地震、水害、噴火、津波のどれをとっても安心できない地形にあります。このことから、今回の豪雨災害を教訓にして、今後の防災対策の改善に役立てていただきたい、こういう思いでございます。まず、総務課にお聞きしますが、7月25日、指定避難所7か所の開設のための手順について、現場に派遣した担当職員にはどのように周知をしておりましたか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 7月25日、災害が起きたときに現場への職員の周知ということなのですが、災害対策本部の本部長を中心にしながら、こちらのほうでそれぞれ避難所開設も含めて最初に本部会議を開いて、その上でそれぞれ避難所開設も含めて本部長の指示に基づいて、避難所開設の指示があったときには、教育課と健康福祉課が中心になってやるような形で防災計画上なっているわけなのですが、そういったことも含めてこちらのほうで指示を出させていただいたということでございます。いわゆる防災計画に基づいて指示を出させていただきました。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 多分私の持ち時間は足りなくなってしまうので、少しねじを巻いて質問を簡単にできるだけ行いたいと思いますが、まず今回の現場でうまく回らなかったというのは、よくよく聞きますと、マニュアルはあるのだけれども、訓練不足だったという、そういうところであります。マニュアルはそこに置いてあったというところでもあります。ですので、よく職員から言われるのはやっぱり訓練不足でしたという部分であるので、これを直していただければそれでいいので、過ぎたことは教訓として次に生かし

ていただきたいと、そういう思いで聞いておりますので、ぜひお願いしたいところです。

災害時の助け合いにおける自助、共助、公助、これは我々もよく耳にする言葉なのですが、この中の自助についてお聞きしたいところです。今回遊佐地区の避難者は約160名おられたというふうにお聞きしておりますが、この中で自分で防災備品を持って避難された方というのはどれほどいらっしゃったかご存じでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 遊佐地区の避難者ということで防災備品を持参して避難された方ということでございましたけれども、こちらのほうで正式に調べたというわけでもないのですけれども、その避難所にいる者の話になってくるわけなのですけれども、ほとんど防災備品を持参しながら避難されてこられる方はいらっしゃらなかったというふうに認識しております。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 課長のおっしゃるとおりだと思いますし、一人一人数えたわけではございませんので、ただ現場にいる職員からお聞きした内容であれば、やはり手ぶらというか、備品を持ってこないで避難されたという方がほとんどではなかったかなという、そういうところであります。町の防災計画の自助にあるように、自らの命は自分で守ると、このようにしているはずでございます、仮に今回の避難者がもっと多くて、それから期間がもっと長くて、ある程度備蓄というのは3日程度想定しているというふうにお聞きしますが、到底間に合わないということが想定されます。このためにはどうすればいいかということになると、このような事態に備えて各家庭の防災備品の普及率を上げるということが当然ながら必要になってきます。さらに、優先されるべきところは要支援者、町が押さえている要支援者というのは600人の方々がいらっしゃるようで、残念ながらこの方々の普及が進んでいない、このようなところも現実でございます。早急の対応として、この普及率、現行の2分の1から補助率を上げていただきたい、そして普及を進めていただきたいというお願いでございますが、ご所見をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 10月から防災備蓄品の購入支援事業を実施させていただいております。12月3日現在といいますか、昨日現在なのですけれども、29名の申請を受付しております。しかし、災害時に本当に支援が必要な要支援者、遊佐町に今現在の数字なのですけれども、613名の方がいらっしゃるわけなのですけれども、その613名の方からは申請は現在のところいただいておりません、まだいただいておりません。在宅医療推進連絡会などの福祉関係の研修会で、いわゆる防災備蓄品の事業のPRなんかも行わせていただいて、申請の支援等もお願いしているところでございます。また、要支援者世帯の備蓄品購入に対しては、今後申請が進まない場合、補助率の引上げ等も検討して、災害時の自助の強化をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。補助率を上げていただける方向であるというところでございます。

次に、町の防災計画について質問をいたします。こちらにつきましては、ホームページで公表はされて

ございますが、今回残念ながら、こちらの内容が町の意図するところが必ずしも町民に伝わっていなかったのではないかなというふうに感じられます。これは全556ページでございまして、ホームページにはこれがアップされておりますけれども、なかなかこれを理解していただくのは現実的に難しいのではないかなというふうに感じております。そこで、町全体の方々に防災意識や避難体制などを理解していただくために、そして誰一人取り残さない遊佐町の防災づくりをするために、要約したダイジェスト版を作成して全戸に配布することを提案したいと思いますが、ご所見をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 地域防災計画については、災害対策基本法に基づく町が定めなければならない災害対策全般の計画を、先ほどございましたけれども、全556ページで構成されております。7月の大雨災害の教訓、あと災害時の個人が取るべき行動、あと問合せの多い避難所の場所等を抜粋したダイジェスト版の配布も効果的と考えておりますので、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 大変ありがとうございます。前向きな答弁をいただいております。まだ提案することが2つ3つございますので、よろしくお願いいたします。今度は、実際に災害復旧に携わった町の職員の業務について少しお聞きしたいところですが、発生当時からかなり各課とも懸命な災害対応を行っていたというところは、私は十分に承知してございます。その上で、一例でございまして、ある所管では道路、河川、建物、水道、さらには2日後から開始した大量の災害ごみの受入れも加わって、職員は町の責任を背負いながら、担当業務はじめ電話対応などなど、計り知れない業務量に追われたものと容易に想像がつきます。現在でも引き続き災害対応についてスピーディーな対応していただいて、本当に感謝しております。改めてお聞きしますが、今回の災害対応について、職員の人員配置や課を横断した協力体制というのはうまくいったのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 課を超えた対応はうまくいったのかというようなご質問でございましたけれども、7月の大雨災害のとき最大7か所の指定避難所を開設させていただきました。避難が長期化したときとか、また避難所の開設がさらに増えたときは基本的に職員の絶対数が足りないという状況が生じます。庁舎内の職員だけではなく、庁舎外の職員も含めて全職員を動員する必要があると考えておりますし、またそれに加えて地域の皆さんからの協力なしでは対応できないと考えておりますので、その辺も含めて今後検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 課長がおっしゃるように絶対数は足りないというところでございまして、今回の7か所、実質は6か所、これがさらに増えた場合には全く足りなくなるということは容易に想定できるというところでございまして、ここで副町長にお聞きしたいところなのですが、これちょっと先に、この後にお聞きしますが、こちらからの提案なのではけれども、現在全国に防災士というのが約30万人いるそうなのです。残念ながら山形県というのは下から10番目くらいで、あまりいないのですね、松永町長は資格

持っておりますが。それで、今後万が一の災害時の防災対応について、防災士というのは一定程度活躍が期待されるというところで、各県、各地区で防災士のネットワークづくりというものが進んでいる状況でございます。県内では白鷹町、こちらがさきの山形新聞でも報道されておりまして、このネットワークづくりというところが、さっき課長が言われるように、町外の職員さんも含めていろんな方向からやはり有事の際の人的支援を行うというところで効果があるのではないかなというふうに思いますが、併せて先ほどの職員の横の人的協力体制ですね。この人的協力体制というのは、もっと言うと、急に協力しなさいというところは通常できない。組織としては平時から、ふだんからやはり課を横断したそういった協力体制というものを構築していかないと、万が一のときにはなかなか動かないのではないかなというふうに私は個人的に思います。そういったところを含めて、簡単で結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えします。

人員体制、それからその中での横の連携という課題に対してのご質問がありました。発災時、災害対応が長期にわたるということは容易に見てとれました。そして、災害ですので、短期集中で、短期というか、集中的に災害対応を求められるということもあります。その中で、職員の絶対数が必ずしも足りていないという状況がありました。対策本部会議で都度、都度に町長ないし私から指示を出していったわけですが、その1つに通常業務を一旦停止、これを命じました。2か月、1か月くらいにわたりましたか。それぞれで調整を取りながらということではあるのですが、9月定例議会もその関係で延長を求めていったと、そしてそれに応じていただいて10月定例会となったということがありました。もう一つ、避難所に関して、数日後、避難所を町の施設、宿泊施設に移し替えました。これも対応の1つです。職員がこのままいったらかなり疲弊するであろうと、これも見てとれましたので、手を打ちました。

それから、横の連携に関しては、さっき都度、都度にと申し上げましたが、まさにそのとおりなのですが、はっきり言えば地域生活課の例を出されたとおおり、もう担当業務がどんどん、どんどん重なっていったものですから、そこは対策本部会議で応援体制を組んでいったということもございました。通常、平時からということも含めて、我々の仕事は縦割りであってはいけないのだというふうに本心で思っております。実際有事の際は特にそうなのですが、仕事をこなしていけばいくほどこれは横の広がりはずいぶん出てくるのです。そこをリーダーなり、それぞれの担当者が出すほうも受ける側もそこを理解して仕事をしていくというのが我々行政の役割だというふうに思っております。防災士の育成とネットワークづくり、これは本当に大切な課題だと思いますので、そこにはしっかりと取り組んでいきたいなと、今ここでただいま提案あって、即そのように感じたところでありました。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。それでは、冒頭松永町長からご答弁いただきましたので、町民の声を総括していただきたい、この件については解決しているというふうに認識しております。

では、次の質問に移らせていただきますが、まず生活クラブとの共同宣言の関係でございますが、こちら企画課長にお聞きするところではございましたが、答弁いただいておりますので、これまで行ってきたブラッシュアップに近い内容については、学習会であったり、あとはワークショップであったり、先進地

視察の準備構築、こういったところもやっていただいておりますので、あえてここを重ねて質問することはいたしませんので、次に進みたいと思います。

残りの時間でございますが、町の再生可能エネルギーの必要性について質問をしていきたいというふうに思います。おととい、JAを会場として遊佐の食とエネルギーづくりに関しての学習会が行われて、関係者含め町の若い農業者など40名ほどが集いました。再生可能エネルギーについて、生活クラブエナジーの半澤社長からの説明や国内営農ソーラーの先進事例、さらに農業者、それから町の考え方についての意見交換も行われ、私も一緒に勉強させていただきました。日本は、世界でCO₂排出量が世界第5位に位置するのだそうですが、実はこの再生可能エネルギー導入率は、2023年の数値で32番目、24%という深刻な状況でございまして、いかにこの取組が遅れているかというところを痛感をいたしました。ソーラー導入の先進事例から学ぶことは、この事業というのは、こつこついろんな地区から積み重ねていくということが大切であるということです。現在遊佐町全体では年間9億円の化石エネルギーの対価を払ってございまして、それをソーラーシェアリングによって町内で消費していくこと、先駆けてこの取組を始められるのは広大な農地を持つ農業者であることなどで、集まった農家の方々もこの事業に関心を寄せていただいております。これまで再生エネルギーの必要性や町と関わる先駆者のお話、農家の声なども触れまいたけれども、それでは改めて産業課にお聞きしますが、まず町がこのソーラー事業に取り組む経緯についてお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員の答弁を保留して、3時10分まで休憩いたします。

（午後2時55分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時10分）

議長（高橋冠治君） 答弁を保留しておりましたので、太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

営農型ソーラーシステムの町が導入計画、そこに至ったきっかけというようなご質問だったかと思いますが、生活クラブ連合会、JA庄内みどり、町の3者の共同宣言事業の中で、持続可能な農業、持続可能な産地づくりのために、エネルギーの自給自足、地産地消というのをテーマにやってきた、検討してきたところでありますが、昨年7月、官民が連携してエネルギー課題について議論していこうということで、遊佐地産地消エネルギー協議会を立ち上げたところでありますし、さらにその実行部隊というところでの遊佐未来エナジー株式会社が設立されたところであります。国では、2050年のカーボンニュートラル達成のために、脱炭素による官民連携した体制づくりを行う地域を今サポートをしているという状況、環境省で行っております脱炭素先行地域の指定ですとか、前回の議会でも申し上げました、町が申請しましたが、残念ながら採択になりませんでした重点対策加速化事業等も、その補助事業の内容もその一環ではございます。本町においては、ゼロカーボンシティ宣言を昨年行わせていただいたところでありますが、国のサポートを受けながら町のエネルギーの地産地消の仕組みをつくっていききたいと考え、営農型ソーラ

ーシステムというのを検討してきたというところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。ただいまの説明のとおり、この事業については遊佐町だけで動いているものではなくて、やはり国を挙げての事業でありますし、今後全国の自治体が取り組んでいかなければならない。あったように、こつこつと積み重ねていく、そういったところが大事であるという部分を私どもも理解したところでございます。

次に、町がこれまで参考とする先進地視察も行っていると思いますが、そういった事例がもしあればご紹介をいただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

町が今検討している取組の中で参考にしている事例として2 地域ほど挙げさせていただきたいと思います。1 つが千葉県の匝瑳市というところでもありますけれども、そちらでは地域エネルギー会社が畑作の農地でソーラーシェアリングを行っております。そういうところで農業経営の安定化ですとか、有機栽培などの新しい取組、新しい農業へのチャレンジ、新規就農の拡大などの取組を進めていると。加えて、村づくり基金というのを創設して地域の福祉ですとか、教育、移住者支援などにも活用しているという事例があるようであります。また、福島県の二本松市でもありますけれども、大規模な荒廃農地にソーラーシェアリングを導入して、若手営農者の育成をはじめ、小麦ですとか、エゴマ、ブドウの農作物の植付け、それに加えて肉牛の飼育と幅広い経営を行っているという状況もあります。さらに、収穫したものをクラフトビールですとか、ソーセージに加工して特産品づくりにもつなげていると、そういう事例を町としては参考にさせていただいているというところでもあります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 今説明をいただいた中での福島県の二本松市、これがたしかこのおととい、ビデオで紹介あった方かなというふうに思いますが、その中で、大きな田んぼにソーラーパネルを立てまして、圃場にパネルを設置するのですが、これ見たところでは邪魔になって耕作物が、稲が育たないのではないかなというふうに思うのですが、ところが、昨今の異常気象で35度くらいですか、それ以上になると稲は育たない、生育が止まってしまうと。そういう中で、こういったパネルを設置することは、決して生育に邪魔になるものではないというような、そのような実績もあるというふうに聞いてございまして、これからいろいろな当地区においても異常気象が発生している中で、猛暑であったり、いろんな弊害がある中でいかにこういったものを有効に使っていくかというところもまた課題としてはありますが、先進地視察の事例をぜひ生かしていければというふうに思いますが、先駆けて行われているのは沖縄あたりも見に行かれているのではないかなというふうに推察されます。大変ありがとうございました。

次に、発電による損益分析、あるいは設備調達経費、資金調達などのキャッシュフローに関しては、私も所管から資料を頂いてございますが、今回は時間の関係もございまして、この内容は省略いたしますが、今の先進事例をお聞きした上で町が進めるこの事業の妥当性といいますか、そういったところの根拠

について説明ができる部分があればそちらをお願いしたいところです。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

営農ソーラー、営農だけではありませんが、太陽光、再エネの設備の導入というところというのは、一番の課題はその導入経費かと思います。今回町が考えている内容については、その経費を幾らかでも軽減するために国の補助をうまく使ったり、さらに設備を共同購入というような形ですればコストもカットできるのではないかと、そういうところのリスクを、導入に係るリスクを軽減できるのではないかというふうに思っているところであります。また、実際営農ソーラー設置になった場合の発電、実際の運転、事業の継続性的なところでいえば、例えば生活クラブさんがメガソーラーを今町内で発電をしているわけですが、もおおむね計画どおり順調に進められていると、発電しているという実績もあるようですので、また町内各所、太陽光パネル、いろいろありますけれども、基本的には計画どおり大体どこもやられているのかなというふうに思っておりますし、そういう面でいうと事業の継続性も十分見込めるものだというふうに認識をしているところであります。国内的には地域新電力というのがいろいろ出てきて、太陽光発電等全国的にトラブルも発生しているという現状もございますけれども、町が今考えている仕組みとしましては、生活クラブエナジーさんから事業に参画いただくということを予定しておりますので、そこが今立ち上がっている遊佐未来エナジー、そこが生活クラブエナジーの取次店として運転できるということは、事業を進めていく上で大きなメリットといたしますか、実現性があるのかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 今の説明のとおり、生活クラブエナジーというのは全国展開してございまして、当吉出地区にもメガソーラーを建設いたしました。約30ヘクタールのところでございまして、私も前職のときに2年ほど関わった事業でございまして、これだけのノウハウを持っている生活クラブエナジーが取次店ということでございますので、一定程度のノウハウも期待できるものと私も思っております。

次に、一番関心のある部分でございしますが、では需要者にとってどのようなメリット、デメリットがあるかというところでございます。今あったように、事業としてはこのような安全性だったり、ノウハウだったり、そういった部分については理解できる部分はありますが、これから農家が耕作地、あるいは休耕田にこういったものを建設していく上でのメリット、デメリット、そういったものももしお分かりであれば説明をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

営農型ソーラーシステムのメリット、デメリットということでございますが、10月定例会のときもいろいろとご説明をさせていただいたところでございましたけれども、今町が考えておりますP P Aモデルでの事業の推進ということでありますけれども、そういう仕組みでいけば、先ほどもお話ししました当初再エネ設備の導入というのは、一番導入時に経費がかかりますので、P P Aモデルでいけるとすれば設備の導入経費がかからないというところ、あとは通常の電気料金より安く電気を使える見込みとなりますので、

そんなに大きい金額ではないと思いますが、そういうふうに見込まれるということで、そういうところで農家の経営安定化ですとか、家庭のエネルギーコストの削減につながるということがあるかと思います。また、加えまして、蓄電池を同時に設置するということになれば、停電時等の非常用発電として使えるということにもなりますので、災害対策にもなるだろうというふうに考えているところであります。

ただ、前回もご説明をいたしましたP P Aモデルで事業を進めるに当たっては、1基当たりの設備容量がそんなに大きくありませんので、数多く設置するということが必要になるかと思います。それには住宅の屋根ですとか、屋敷、農地等設置場所を町民の皆さんから提供いただくということになりますので、幾ら設置費がかからないということであっても、そういう場所を提供いただくということになりますので、まずはこの事業への理解、合意というところ、ご理解をいただくというところが必要になることかなというふうに思っております。また、短期間で結果といいますか、利益が出るということではありませんので、10年以上長期にわたる事業継続になって初めてそのメリット感が出てくるかなというふうに思っているところでありますので、そういうところも含めて町民の皆様いろいろな周知、説明をしながら、何とか進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 冒頭申し上げましたように、生活クラブエナジーの半澤社長も申しおりましたように、当初は生活クラブ内でもこういった再生エネルギー、発電に関わる事業に関わる上では大分組合員からも反対があったという、そういうお話もされておりました。延べ100回ほどの説明会も行ったというふうに聞いてございます。やはり今課長が説明されたように、こういった事業、必ずデメリット、メリットはありますので、しっかりとそこは説明をする、分かるまで説明をするという部分がやはりこれまでは足りなかったというふうに私も感じておりますし、これからこの事業をやはりこつこつと取り組んでいくものだろうというふうに思いますので、この姿勢はしっかりと町民の方にも理解を得られるような、そのような事業展開をするべきであろうというふうに感じます。

私通告はしてございませんが、分かる範囲で結構ですが、町が将来的に目指すソーラー事業、ただいま規模が小さいとなかなか効果は現れない、そのとおりでございまして、メガソーラーなんかとは違いますので、そういったところ、小さく言えば1軒の倉庫の屋根であったり、そういった規模も想定できますので、これが多くなっていかないとCO₂削減にも効果が薄いというふうになっていきますので、町が将来的に目指すソーラー事業の規模感というものとはどんなものか、お分かりになる範囲で結構です。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

国が目指す2050年、町も目指すところ、非常にハードルが高い国の目標、カーボンニュートラルというのは非常に高い目標だと思っております。このまま進めていっても恐らく目標には達成しないのではないかなというふうに思っているところでありますけれども、町としまして、できるだけその目標値につながるように取り組みやすいところから取り組んでいただきたい。一番は、住宅の屋根にソーラーを上げるというのが一番取り組みやすいのかもしれないかもしれませんが、これまでなかった営農型ソーラー、農家の方でやりたいという声ありますので、ぜひそういうところも取組を進めてと思っておりますけれども、現段階

でどのくらいの規模というのはちょっと持ち合わせておりません。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 今おっしゃるように、本来であれば営農型ソーラー等というふうになってございまして、住宅の一般の屋根というところも想定しての事業というふうに認識しております。ただ、申しておりますように、農業のほうがやはり取り組みやすい、面積的にもという先進事例のそういったアドバイスもございましたので、このような質問の仕方をしている内容でございます。

最後まとめる前に、生活クラブ、ちょっと時間ありますので、50年続く生活クラブとの提携、これが遊佐町には大きな経済効果や環境、それから食の安全面など、今でも多大な影響を及ぼしているところがございますが、改めて町長にお聞きいたしますが、今後町として10年以上経過するこの共同宣言のみならず、さらなる関係強化のためにどのような町のビジョンを持って進めるお考えか伺いたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） お答えさせていただきます。

渋谷議員につきましては、とても今拝見していて、建設的な議論をさせていただいているなと思って、町にとって大切な共同宣言、生活クラブ生協様との50年の歴史でございますが、やはり一番肝となるものは、町の農家の方たちのおいしい安全な米を買ってくださるお客様としてではなく、同じ立ち位置で何か困ったことがあったときは、今回水害でもそうですが、もういてもたってもいられないと、町長、何とかして手伝いに上がりたいのだという、すごい声がありました。そういう声の大きさを鑑みますと、50年の歴史の深さです。やっぱり最初に始めた方たちはとても苦労があったと思います。半世紀過ぎても私たちがしっかりとこれを連携して、また若い事業者の方や、米農家の方や、様々な若者や、これからやっていきたいという方を応援する責務が私たちにはあると思っていますし、今議論になっていましたが、町の未来を考えたときに、農家の方たちの存続や、これからの再生可能エネルギーの在り方や、例えばこれからはどうやってエネルギーを生み出していくのかとか、そういうところを先進地も併せて学びながら、こつこつと積み上げていかななくてはならないかと思っております。今回は、本当にいろんなことを考えさせられた議論をさせていただいたと思っておりますし、まだまだ町としては伸び代があるのだなということや、ご理解いただくために丁寧な説明もこれから継続していきたいと思っております。

なお、JA様と生活クラブ生協様と遊佐町の関係は私も重要視しておりまして、水害の前に永福町と町田のデポーに伺わせていただきました。そのように私ができること、生活クラブの会員になることなどやっていきたいと思っておりましたので、また少しずつやっていきたいと思っております。

私からの答弁は以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。町長の3者の協定に対する熱い思い、そういったものも十分伝わってきて大変ありがたい、このように思います。

最後にまとめになりますが、最終的に今回の営農型ソーラーについては、国の補助枠も含めて町が2050年までゼロカーボンを目指すに当たって、今後リスクに対応しながら、理解を得られるためにしっかりと体制づくりと説明をされるようお願いしたいと思います。今日は、防災と再エネに関連して幾つか質

問と提案をさせていただきましたが、今後目指すゼロカーボンシティを実現していくことと町の防災づくりに強い関連性があり、今後もさらに意識を高めていく必要があることを申し上げて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

これにて一般質問は全員終了しました。

次に、日程第2から日程第11まで、議第76号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてほか各会計補正予算3件、条例案件3件、事件案件3件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、提案理由を説明させていただきます。

まず初めに、議第76号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてでございます。本案につきましては、令和6年7月25日に発生しました大雨災害を受け実施していた災害廃棄物処理事業につきまして、事業実施予算の追加のため、補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでありまして、歳入歳出予算の総額に5,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を132億9,700万円としたものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で2,480万円、国庫支出金で2,500万円、諸収入で100万円、町債で520万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で5,600万円を増額補正するものでございます。

一方、これに対応する歳出につきましては、総額5,600万円の増額で、全額災害廃棄物処理事業に対応するものでございます。

議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）。本案につきましては、各種事業における変更、キャッシュレス決済緊急経済支援事業などの新規事業に対応するために関連する予算について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に2億4,900万円を増額し、歳入歳出予算の総額を135億4,600万円とするものでございます。

歳入について申し上げますと、地方交付税で1,925万4,000円、国庫支出金で233万3,000円、県支出金で1,728万6,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で1億8,578万5,000円、町債で2,410万円、そのほかの収入では24万2,000円をそれぞれ増額させていただき、歳入補正総額では2億4,900万円を増額補正させていただくものでございます。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で4,085万2,000円、民生費で2,184万5,000円、衛生費では470万2,000円、農林水産業費で8,851万3,000円、商工費で7,734万1,000円、土木費では313万5,000円、消防費では620万4,000円、教育費では598万8,000円、災害復旧費では2万円、諸支出金で40万円をそれぞれ増額させていただき、歳出補正総額では2億4,900万円を増額計上させていただくものでございます。

続きまして、議第78号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正及び繰越金と諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,179万1,000円を増額させていただき、歳入歳出

予算の総額を16億3,465万9,000円とするものでございます。

歳入について申し上げますと、繰入金で150万円、繰越金では3,029万1,000円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で3,179万1,000円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で150万円、国民健康保険事業費納付金で126万3,000円、諸支出金で2,902万8,000円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で3,179万1,000円を増額させていただくものでございます。

議第79号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正及び介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億9,500万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、一般会計繰入金で200万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出については、総務費で200万円を増額するものであります。

議第80号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国の定める標準下水道条例の改正に伴い、町条例を改正する必要があるため、提案させていただくものであります。

続きまして、議第83号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、本町の一般職の職員の期末勤勉手当の改定を実施することに鑑み、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当について改定を行うため、また諸般の事情に鑑み、特別職の給料の減額措置を引き続き継続するため、提案するものであります。

続きまして、議第84号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を行うため、提案するものであります。

続きまして、議第81号 高瀬まちづくりセンター移転改修工事（旧高瀬小学校）に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、高瀬まちづくりセンター移転改修工事（旧高瀬小学校）について、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

続きまして、議第82号 字の区域及び名称の変更についてでございます。本案につきましては、県営大楯地区土地改良事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の施行に伴い、字界及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国の国有地を変更する必要があるため、地方自治法第206条第1項の規定により提案するものであります。

最後になりますが、議第85号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）に係る請負契約の一部変更についてでございます。本案につきましては、令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）について、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、専決処分案件1件、補正予算案件3件、条例案件3件、事件案件3件についてご説明させていただきました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第12、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第77号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第8号）ほか特別会計補正予算2件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、遊佐町議会会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の駒井江美子議員、同副委員長に本間知広議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に駒井江美子議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後3時44分）